

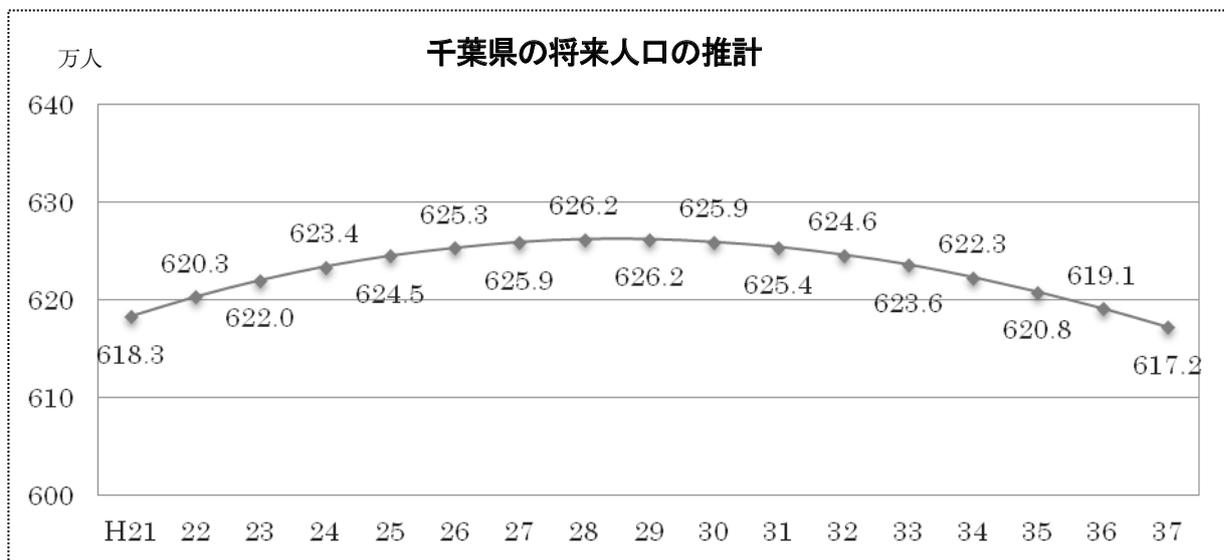
參考資料

参考資料 目次

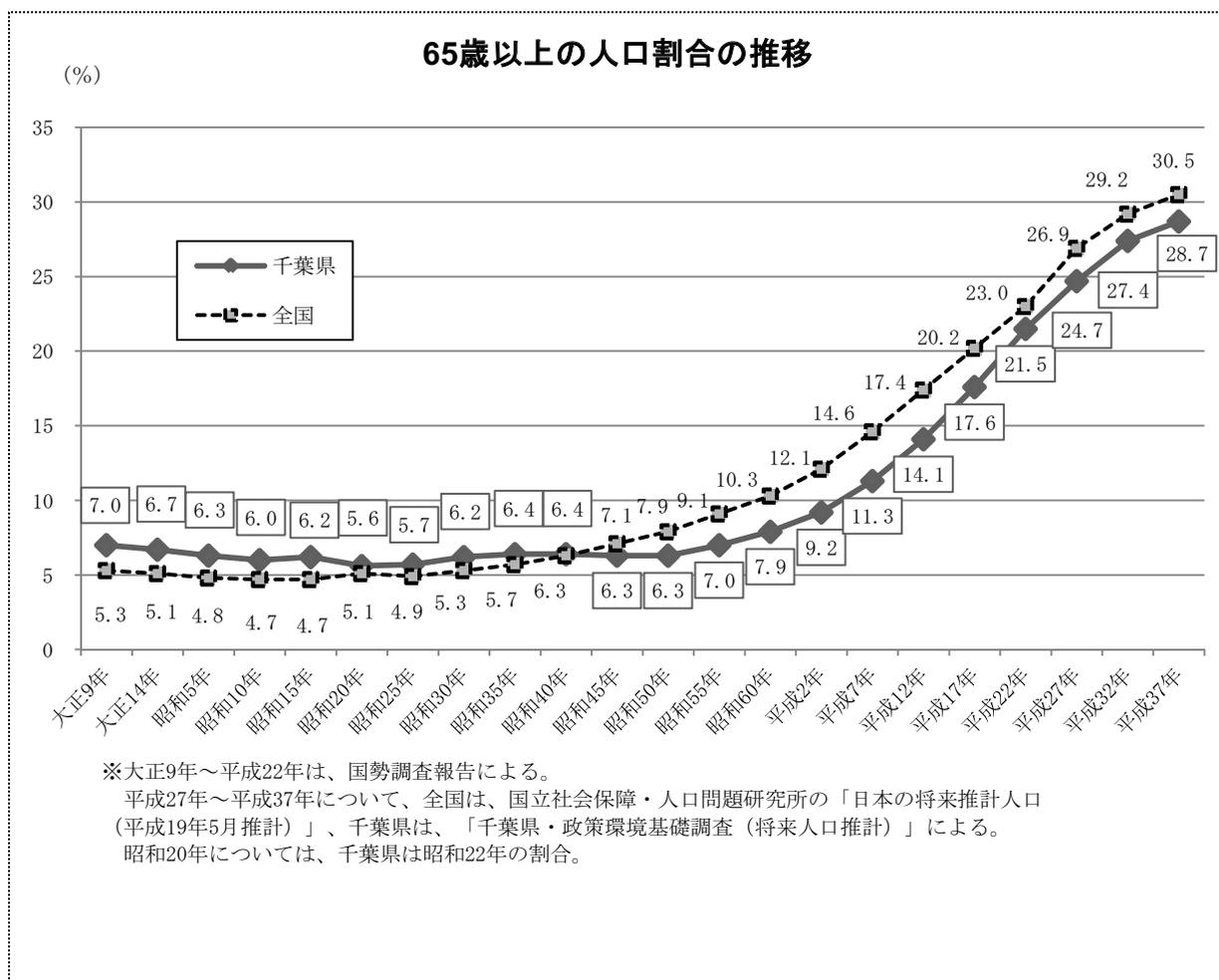
1	人口構造の推移.....	39
2	「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」 （平成23年6月22日公布）の概要.....	41
3	公益法人制度改革の概要.....	52
4	県政に関する世論調査結果.....	53
5	県民活動実態・意向調査結果.....	57
6	県職員アンケート調査結果.....	72
7	市町村アンケート調査結果.....	77
8	ボランティア・地縁団体等の推移.....	87
9	計画の策定経緯.....	88
10	千葉県県民活動推進委員会委員名簿.....	89

1 人口構造の推移

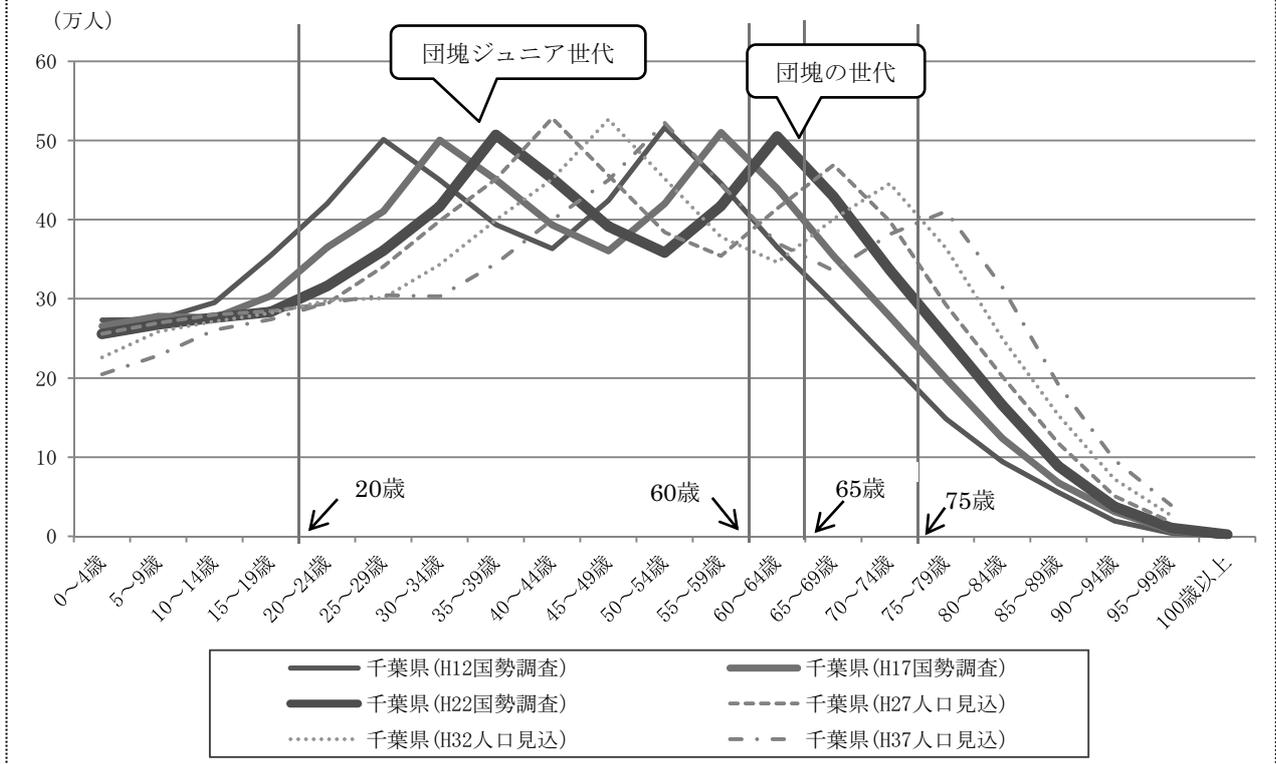
千葉県「政策環境基礎調査（将来人口推計）」によると、千葉県の人口は平成 29 年（2017）をピークに減少するとみられ、特に、14 歳以下の人口割合が低下する一方、65 歳以上の人口割合は上昇し、急速に少子高齢化が進む見込みです。



※千葉県・政策環境基礎調査（将来人口推計）より



年齢階層別の人口構造の推移（H12→H37）（千葉県）



※H27、H32、H37人口見込については、千葉県・政策環境基礎調査（将来人口推計）より

千葉県・政策環境基礎調査（将来人口推計）：『政策環境基礎調査（将来人口推計）委託報告書』千葉県（株式会社日本総合研究所）、平成22年1月。将来人口推計については、『輝け!ちば元気プラン千葉県総合計画』（千葉県、平成22年8月）のなかでも基礎資料として取り上げています。

2 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年6月22日公布）の概要

特定非営利活動法人の認証制度の柔軟化、簡素化及び信頼性向上のための措置を拡充するとともに、特定非営利活動法人に対する寄附を促進して財政基盤を確立する観点から、現行の国税庁長官による認定制度を改め、都道府県知事等が認定する制度を創設すること等を内容とする「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が、平成23年6月22日に公布されました。その概要は、以下のとおりです。

第1 総則

1 目的の改正

目的規定について、第3の認定制度・仮認定制度の導入に伴って、この法律で講じている措置の概要に関する記述に、「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」を加えるものとする。

2 活動分野の追加

法第2条の別表に記載されている17の活動分野に加えて、新たに下記の活動分野を追加するものとする。

- ① 観光の振興を図る活動
- ② 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ③ 法第2条別表の各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

第2 認証制度の見直し

1 所轄庁の変更

特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とするものとする。

2 認証制度の柔軟化及び簡素化

(1) 縦覧期間中の補正及び認証審査期間の柔軟化

ア 縦覧期間中の補正

申請書類中に軽微な不備に係る事項として都道府県又は指定都市の条例で定める事項があった場合には、所轄庁が認証の申請書を受理した日から1月を経過するまでの間に限り、当該事項に係る補正を認めるものとする。

イ 認証審査期間の柔軟化

所轄庁は、認証審査期間について、縦覧期間が終了した日から2月以内で都道府県又は指定都市の条例で定める期間とすることができるものとする。

(2) 社員総会の決議の省略

理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(3) 理事の代表権の制限に関する登記

理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定を削除するものとする。

(4) 定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大

ア 所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる場合として、新たに次に掲げる事項のみについて定款の変更を行う場合を追加するものとする。

- ① 役員の定数
- ② 会計に関する事項
- ③ 事業年度
- ④ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）

イ 特定非営利活動法人は、届出事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、当該定款の変更に係る社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならないものとする。

(5) 解散公告の簡素化

解散時における債権者への債権の申出の催告に係る公告について、「清算人の就任後2月以内に、少なくとも3回」から「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」に簡素化するものとする。

3 認証法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

(1) 認証後未登記団体の認証の取消し

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができるものとする（合併についても同様とするものとする）。

(2) 「収支計算書」等に係る改正

ア 特定非営利活動法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に改めるものとする。あわせて、設立時に作成する「収支予算書」を「活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）」に改めるものとする。

イ 活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、附属明細書的な位置付けとするものとする。

(3) 情報開示の充実

ア 特定非営利活動法人は、主たる事務所に加え、従たる事務所においても、社員その他利害関係人から事業報告書等（事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度末の10名以上の社員の氏名等を記載した書面をいう。以下同じ。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないものとする。

イ 所轄庁は、事業報告書等の閲覧に加え、当該事業報告書等について謄写の請求があったときは、これを謄写させなければならないものとする。

ウ 特定非営利活動法人は、最新の役員名簿及び定款等を、その事務所に備え置かななければならないものとする。

エ 特定非営利活動法人の事務所及び所轄庁において、最新の役員名簿及び定款等を閲覧できるものとする。

第3 認定制度・仮認定制度の導入

一 認定制度

特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができるものとする。

1 認定の申請

認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を提出しなければならないものとする。

- ① 実績判定期間（これまで認定を受けたことがない場合は2年、更新の場合は5年）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿
- ② 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

2 認定の基準及び欠格事由

(1) 認定の基準

所轄庁は、認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

ア 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準）として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- ① 相対値基準：実績判定期間中の経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が政令で定める割合（5分の1）以上であること。
- ② 絶対値基準：実績判定期間中の判定基準寄附者（各事業年度において政令で定める額（3,000円）以上の寄附を行った者）の各事業年度当たりの平均が政令で定める数（100人）以上であること。
- ③ 個別の条例指定：その事務所が所在する地域の地方団体から、住民の福祉の増進に寄与する法人として、条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人であること。

イ 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる共益的活動の占める割合として内閣府令で定める割合が100分の50未満であること。

- ① 会員等に対する資産の譲渡等、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動
- ② その便益の及ぶ者が会員等その他特定の範囲の者である活動
- ③ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発等その他の活動
- ④ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

ウ 運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

- ① 各役員について、次に掲げる者の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。
 - ・ 役員並びに役員の配偶者又は3親等以内の親族及び役員と特殊の関係のある者
 - ・ 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族及びこれらの者と特殊の関係のある者
- ② 各社員の表決権が平等であること。
- ③ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人並みに帳簿書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

- ④ 費途不明金その他の不適正な経理が行われていないこと。
- エ 事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- ① 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
 - ② 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対し特別の利益を与えないことその他特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
 - ③ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が100分の80以上であること。
 - ④ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- オ 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。
- ① 事業報告書等、役員名簿及び定款等
 - ② 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - ③ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類等
 - ④ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類
- カ 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- キ 法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- ク 認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
- ケ 実績判定期間において、ウ、エの①及び②、オ、カ並びにキの基準に適合していること。

(2) 認定の欠格事由

(1) にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、認定を受けることができないものとする。

- ア 役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの
- ① 認定特定非営利活動法人等（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が認定又は仮認定を取り消された場合において、当該取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ この法律若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等

- イ 認定又は仮認定を取り消されその取消の日から5年を経過しないもの
- ウ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反しているもの
- エ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- オ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
- カ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(3) 認定に関する意見聴取

所轄庁は、認定をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとする。

- ア (2) のア④及びカの事由 警視総監又は道府県警察本部長
- イ (2) のエ及びオの事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

3 認定の有効期間及び認定特定非営利活動法人の情報開示等

(1) 認定の通知等

- ア 所轄庁は、認定をしたときはその旨を、認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした認定特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならないものとする。
- イ 所轄庁は、認定をしたときは、当該認定を受けた認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地及び当該認定の有効期間その他の都道府県又は指定都市の条例で定める事項を公示しなければならないものとする。

(2) 名称等の使用制限

- ア 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないものとする。
- イ 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないものとする。

(3) 認定の有効期間及びその更新

- ア 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年(有効期間が更新された場合には、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算して更に5年)とし、その満了後に有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の6月前から3月前までに申請を行わなければならないものとする。
- イ アの期間中に申請を行ったにもかかわらず、所轄庁の申請に係る処分が行われなるときは、当該処分がされるまでの間は、引き続き認定は効力を有するものとする。

(4) 認定特定非営利活動法人の情報開示

- ア 認定特定非営利活動法人は、1の②及び③の書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、5年間、その事務所に備え置かななければならないものとする。
- イ 認定特定非営利活動法人は、各事業年度1回、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、これらを、翌々事業年度の末日まで(①については5年間)、その事務所に備え置かななければならないものとする。
 - ① 前事業年度の寄附者名簿
 - ② 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

③ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

④ ①から③のほか、内閣府令で定める書類

ウ 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成日から3年を経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならないものとする。

エ 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成日から3年を経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならないものとする。

オ 認定特定非営利活動法人は、ア、イの②から④、ウ若しくはエの書類又は事業報告書等、役員名簿若しくは定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないものとするとともに、これらの書類を所轄庁及び所轄庁以外の関係知事（その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならないものとする。

カ 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けたア、イの②から④、ウ又はエの書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないものとする。

(5) 認定の失効

認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、認定は、その効力を失うものとする。

ア (3)アの認定の有効期間が経過したとき。

イ 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が所轄庁の認定を経ずにその効力を生じたとき。

ウ 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

(6) その他

ア 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人

認定特定非営利活動法人で2以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて、認定があった場合における所轄庁による所轄庁以外の関係知事への通知及び当該認定特定非営利活動法人による直近の事業報告書等その他の書類の所轄庁以外の関係知事への提出その他所要の規定を整備するものとする。

イ 認定特定非営利活動法人の合併

認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立された特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併により消滅した認定特定非営利活動法人の地位を承継することができるものとする。

二 仮認定制度

特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができるものとする。

1 仮認定の申請

一の1は、仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用するものとする。

2 仮認定の基準

所轄庁は、仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該仮認定をするものとする。

- (1) 一の2の(1)のイからケまでに適合すること。この場合において、実績判定期間は、2年とするものとする。
- (2) 設立の日から5年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- (3) 認定又は仮認定を受けたことがないこと。

3 仮認定の有効期間

仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して3年とするものとする。

4 仮認定の失効

仮認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、仮認定は、その効力を失うものとする。

- (1) 3の仮認定の有効期間が経過したとき。
- (2) 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が所轄庁の認定を経ずにその効力を生じたとき。
- (3) 仮認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- (4) 仮認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人としての認定を受けたとき。

5 認定特定非営利活動法人に関する規定の準用等

一の2の(2)及び(3)並びに一の3の(1)、(2)、(4)及び(6)のイは仮認定特定非営利活動法人について準用し、一の3の(6)のイは仮認定特定非営利活動法人についても同様とするものとする。

三 監督

(1) 報告及び検査

ア 所轄庁の報告及び検査

所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

イ 所轄庁以外の関係知事の報告及び検査

所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

ウ 立入検査の手續に関する義務

- ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、ア又はイの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、ア又はイの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させなければならないものとする。
- ② ①にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事がア又はイの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、①の書面の提示を要しないものとする。
- ③ ②の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、ア又はイの検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、①の書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- ④ ①又は③は、ア又はイの検査をする職員が、当該検査により①又は③により理由として提示した事項以外の事項についてア又はイの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとする。この場合において、①又は③は、当該事項に関する検査については適用しないものとする。
- ⑤ ア又はイの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないものとする。

(2) 勧告、命令等

ア 勧告

- ① 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、(3)のイ①から③のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができるものとする。
- ② 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、(3)のイの①から③のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができるものとする。

イ 命令

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、アの勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができるものとする。

ウ 意見聴取

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、アの勧告又はイの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとする。

- ① 一の2の(2)のアの④及びカの事由 警視総監又は道府県警察本部長
- ② 一の2の(2)のエ及びオの事由 国税庁長官等

エ その他の事業の停止命令

所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができるものとする。

オ 書面による命令の努力義務

アの勧告、イの命令及びエのその他の事業の停止命令は、書面により行うよう努めなければならないものとする。

カ 勧告の公表及び命令の公示

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、アの勧告をしたときはその内容を公表し、イの命令及びエのその他の事業の停止命令をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする。

(3) 認定又は仮認定の取消し

ア 義務的取消し

所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならないものとする。

- ① 一の2の(2)の欠格事由に該当するとき。
- ② 偽りその他不正の手段により認定、仮認定、有効期間の更新又は合併による地位の承継の認定を受けたとき。
- ③ 正当な理由がなく、(2)のイの命令又はエのその他の事業の停止命令に従わないとき。
- ④ 認定特定非営利活動法人等から認定又は仮認定の取消しの申請があったとき。

イ 任意的取消し

所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が次のいずれかに該当するときは、その認定又は仮認定を取り消すことができるものとする。

- ① 一の2の(1)のウ、エの①若しくは②又はキに掲げる基準に適合しなくなったとき。
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき又は一の3の(4)のオに違反して書類を閲覧させないとき。
- ③ ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

ウ 認定又は仮認定の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等

- ① ア又はイの認定又は仮認定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定特定非営利活動法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとする。
- ② 所轄庁は、①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとする。

エ 認定又は仮認定の取消しに係る意見聴取

(2)のウは、認定又は仮認定の取消しをしようとする場合について準用するものとする。

オ 法人への通知及び法人情報の公示

所轄庁は、認定又は仮認定を取り消したときは、理由を付した書面をもって認定又は仮認定を受けていた特定非営利活動法人等にその旨を通知しなければならないものとする。するとともに、その旨を公示しなければならないものとする。

(4) 監督のための他の機関との連携等

ア 所轄庁への意見等

- ① 所轄庁以外の関係知事は、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置している認定特定非営利活動法人等が(2)のイの命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるものとする。
- ② 次に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれに定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるものとする。

- ・ 警視総監又は道府県警察本部長 一の二の（二）のアの④及びカに該当する事由
 - ・ 国税庁長官等 一の二の（二）のエ及びオに該当する事由
- ③ 所轄庁は、認定事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができるものとする。

イ 所轄庁への指示

内閣総理大臣は、認定事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、（二）のアの①の勧告、（二）のイの命令、（二）のエのその他の事業の停止命令又は認定若しくは仮認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができるものとする。

第4 その他の措置

1 情報の提供

内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書等その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 協力依頼

所轄庁は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

3 罰則

所轄庁等による命令の実効性の確保、認定特定非営利活動法人等の名称保護等のための罰則を設けるものとする。

第5 施行期日等

（1）施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行するものとする。

（2）収支計算書に関する経過措置

当分の間、「収支計算書」を提出することができるよう、附則に所要の特例措置を設けるものとする。

（3）仮認定に関する経過措置

この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間に第3の二の1の仮認定の申請書を提出した特定非営利活動法人については、第3の二の2（2）の基準を適用しないものとする。

（4）租税特別措置法の一部改正及びこれに伴う経過措置

租税特別措置法に規定されている認定特定非営利活動法人制度を廃止するとともに、同法の認定を受けた認定特定非営利活動法人の認定の有効期間については、なお従前の例によるものとする。

(5) 検討

特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(6) その他

その他所要の規定を設けるものとする。

3 公益法人制度改革の概要

※内閣官房行政改革推進室（旧行政改革推進本部）、内閣府公益認定等委員会事務局資料より作成

公益性のある非営利的活動を行う団体が法人格を取得できる制度として、特定非営利活動法人制度のほかに公益法人制度があります。平成20年の公益法人制度改革によって制度が抜本的に見直されました。その概要は以下の通りです。

(1) 公益法人制度改革とは

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の公益法人制度に見られた様々な問題に対応するため、主務官庁による設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設しました。

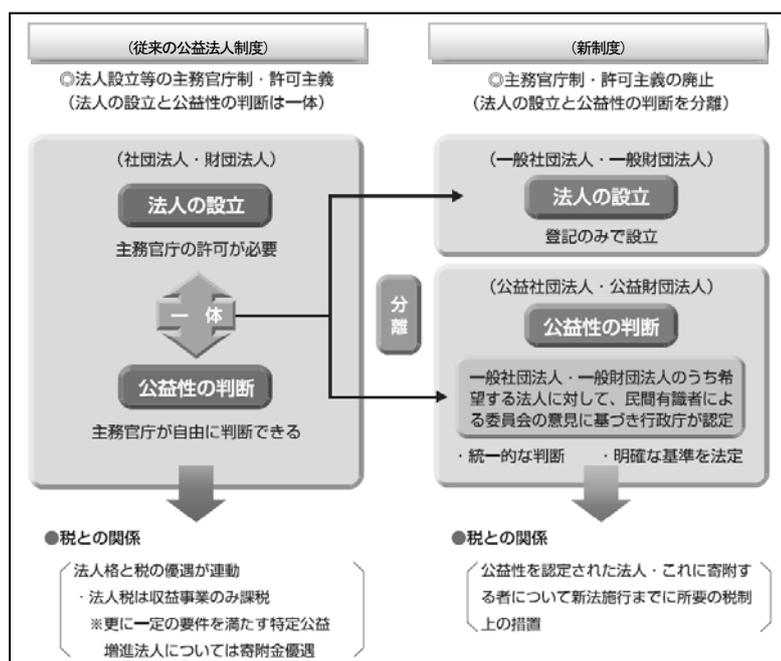
(2) 新旧制度の比較

① 旧制度

- ・主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。
- ・法人運営については、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査を含め監督。
- ・法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがあった。（なお、平成8年に内閣として統一的な「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を整備）

② 新制度（平成20年12月1日施行）

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の要件を満たせば、登記のみで一般社団法人・財団法人を設立することが可能。
- ・一般社団法人・財団法人のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団法人・財団法人となることが可能。
- ・基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行う。



※従来の公益法人（新制度施行後は特例民法法人）は、法律の施行の日から5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請をすることができます。

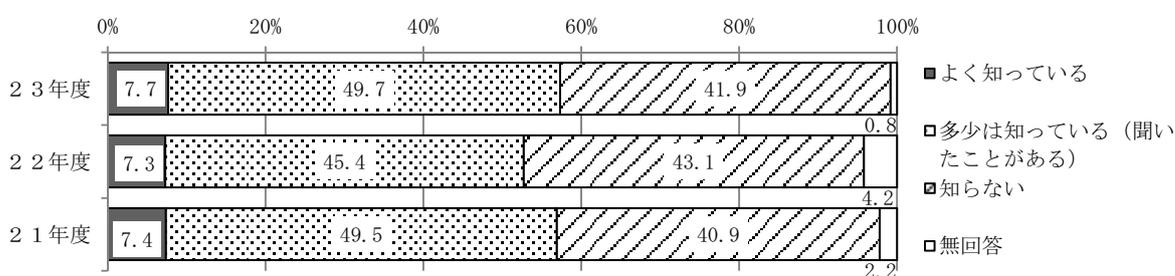
4 県政に関する世論調査結果

県民の県政への関心などを把握するため、県行政が毎年実施している「県政に関する世論調査」からは、次のような結果が出ています。

(1) 市民活動団体の活動の認知度

市民活動団体の活動の認知度を聞いたところ、「多少は知っている（聞いたことがある）」（49.7%）は約5割で最も高く、「よく知っている」（7.7%）は約1割となっています。これらを合わせた『知っている』（57.4%）は約6割となっています。一方、「知らない」（41.9%）は4割を超える状況となっています。

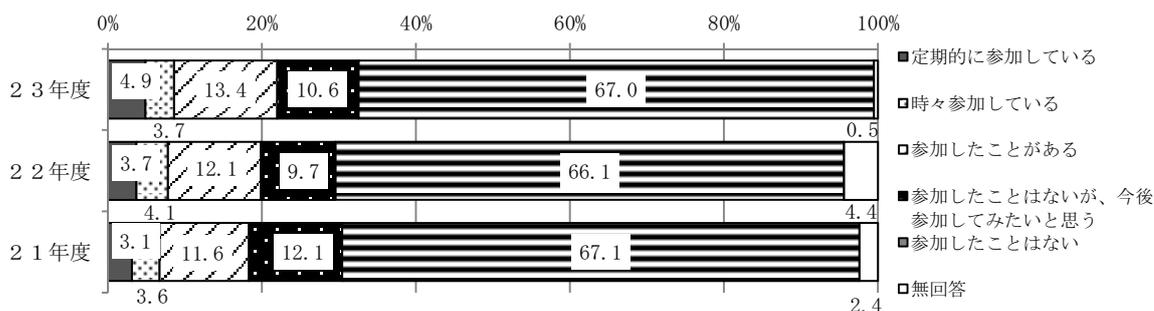
項目	21年度	22年度	23年度
よく知っている	7.4%	7.3%	7.7%
多少は知っている（聞いたことがある）	49.5%	45.4%	49.7%
知らない	40.9%	43.1%	41.9%
無回答	2.2%	4.2%	0.8%



(2) 市民活動団体の活動への参加経験

市民活動団体の活動への参加経験を聞いたところ、「定期的に参加している」（4.9%）と「時々参加している」（3.7%）、「参加したことがある」（13.4%）を合わせた『参加している』（22.0%）は2割を超えています。一方、「参加したことはないが、今後参加してみたいと思う」（10.6%）は1割、「参加したことはない」（67.0%）は約7割となっています。

項目	21年度	22年度	23年度
定期的に参加している	3.1%	3.7%	4.9%
時々参加している	3.6%	4.1%	3.7%
参加したことがある	11.6%	12.1%	13.4%
参加したことはないが、今後参加してみたいと思う	12.1%	9.7%	10.6%
参加したことはない	67.1%	66.1%	67.0%
無回答	2.4%	4.4%	0.5%

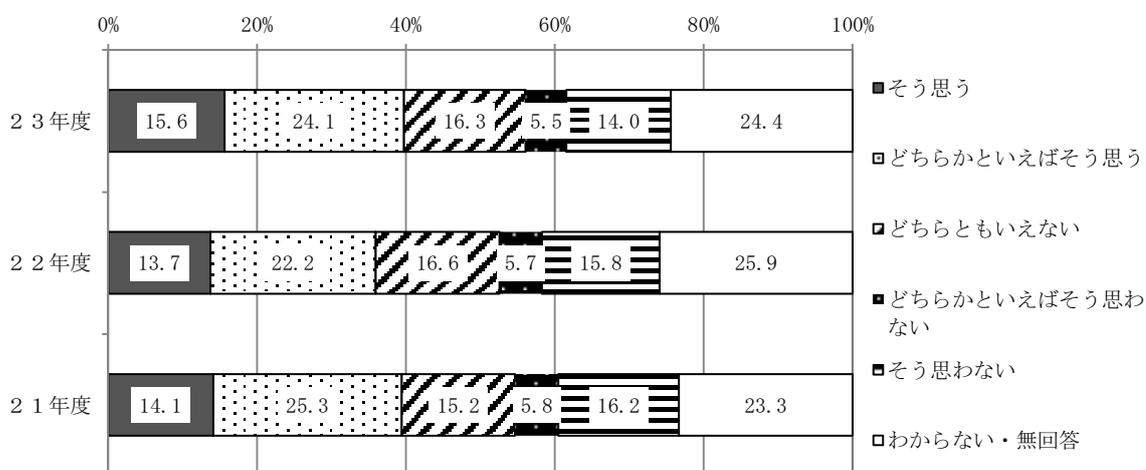


※参加とは、団体の会員やスタッフとしての参加、団体への資金・物品・場所の提供・寄付、ボランティアによる労力・技術・知識等の支援、団体が提供するサービスの利用・イベントの参加などを含む。

(3) 市民活動団体の活動の貢献度

市民活動団体の活動の貢献度を聞いたところ、「そう思う」(15.6%)と「どちらかといえばそう思う」(24.1%)を合わせた『そう思う』(39.7%)は約4割となっています。一方、「どちらかといえばそう思わない」(5.5%)と「そう思わない」(14.0%)を合わせた『そう思わない』(19.5%)は約2割となっています。

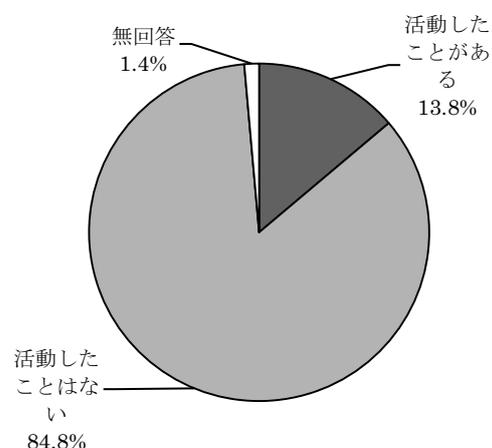
項目	21年度	22年度	23年度
そう思う	14.1%	13.7%	15.6%
どちらかといえばそう思う	25.3%	22.2%	24.1%
どちらともいえない	15.2%	16.6%	16.3%
どちらかといえばそう思わない	5.8%	5.7%	5.5%
そう思わない	16.2%	15.8%	14.0%
わからない・無回答	23.3%	25.9%	24.4%



(4) ボランティア活動経験

ボランティアとして活動したことがあるか聞いたところ、「活動したことがある」(13.8%)は1割台半ばとなっています。一方、「活動したことはない」(84.8%)は8割台半ばとなっています。

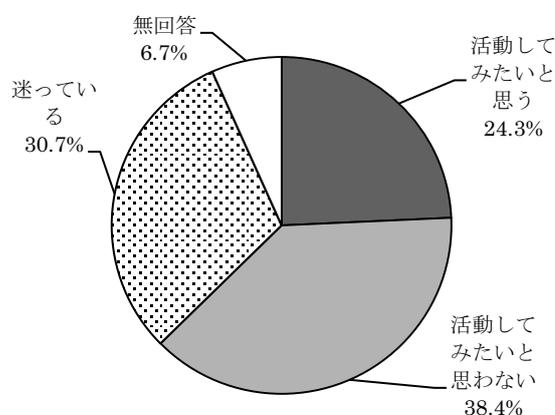
項目	23年度
活動したことがある	13.8%
活動したことはない	84.8%
無回答	1.4%



(5) 今後のボランティア活動意向

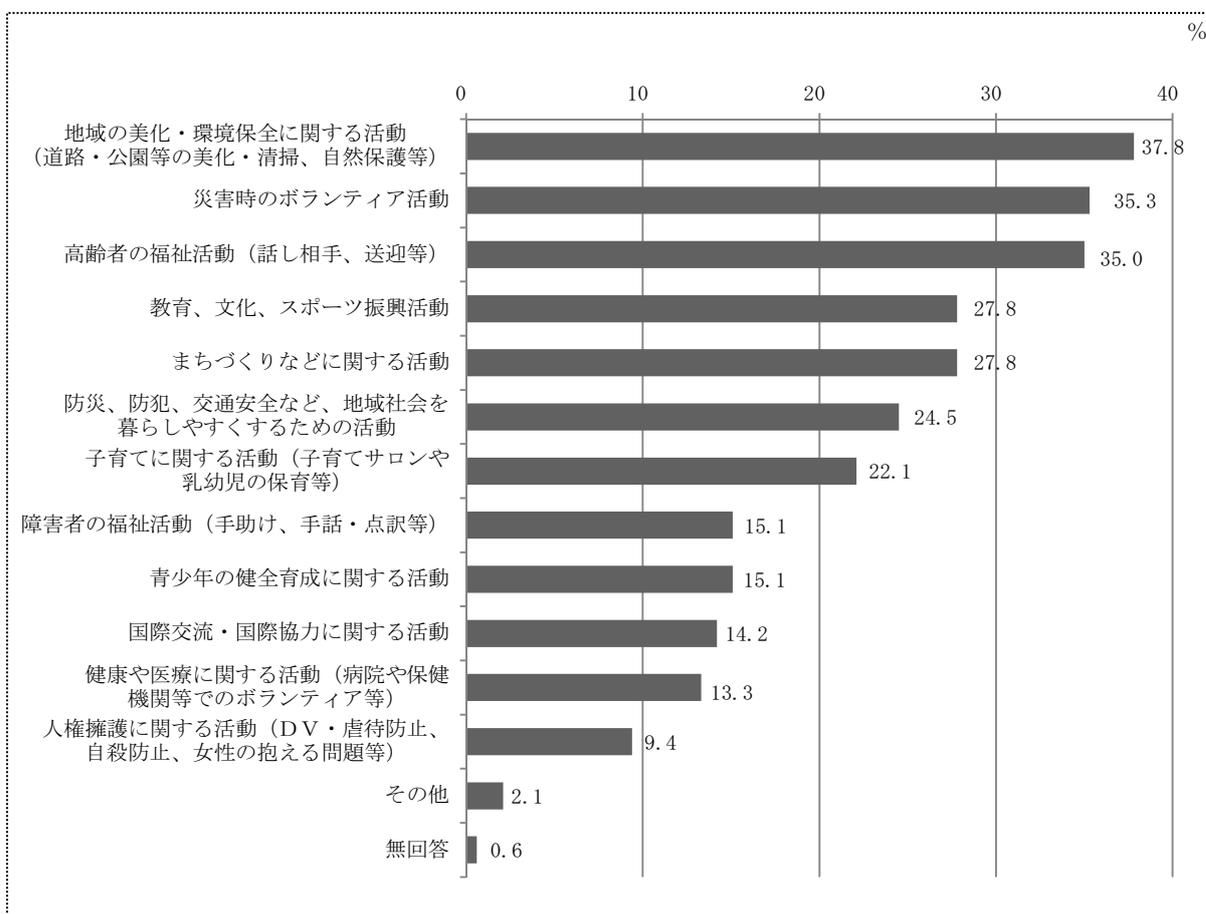
(4)で「活動したことはない」と回答した人に対して、今後のボランティア活動をしてみたいかを聞いたところ、「活動してみたいと思う」(24.3%)は2割台半ばとなっています。一方、「活動してみたいと思わない」(38.4%)は約4割となっています。

項目	23年度
活動してみたいと思う	24.3%
活動してみたいと思わない	38.4%
迷っている	30.7%
無回答	6.7%



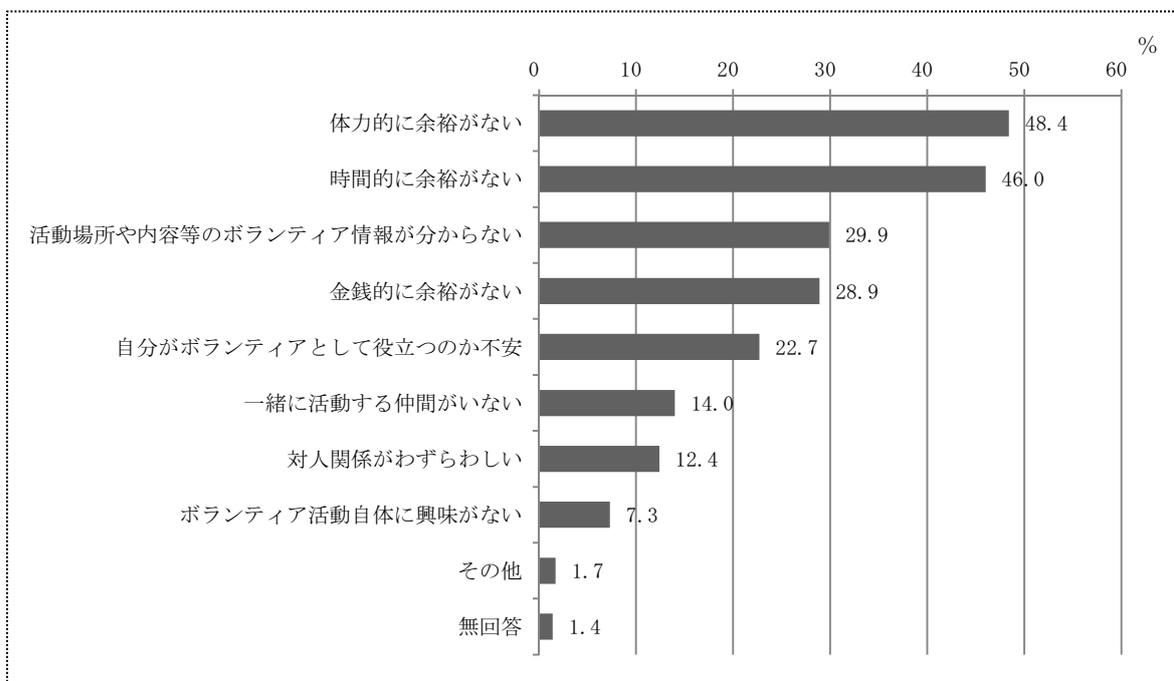
(6) ボランティアとして活動してみたい分野

(5)で「活動してみたいと思う」と回答した人に対して、どの分野でボランティア活動をしてみたいと思うかを聞いたところ、「地域の美化・環境保全に関する活動(道路・公園等の美化・清掃、自然保護等)」(37.8%)が約4割で最も高くなっています。以下、「災害時のボランティア活動」(35.3%)が3割台半ば、「高齢者の福祉活動(話し相手、送迎等)」(35.0%)も3割台半ばで続いています。



(7) ボランティア活動をしらない理由

(5) で「活動してみたいと思わない」、「迷っている」と回答した人に対して、ボランティア活動をしらない理由を聞いたところ、「体力的に余裕がない」(48.4%) が約5割で最も高くなっています。以下、「時間的に余裕がない」(46.0%) が4割台半ば、「活動場所や内容等のボランティア情報が分からない」(29.9%) が約3割で続いています。



5 県民活動実態・意向調査結果

【調査の概要】

調査対象：県内に事務所を置いているNPO法人（内閣府認証を含む） 1,991 団体
 千葉県内で活動している市民活動団体 4,107 団体
 調査方法：郵送配布、郵送回収方式
 調査時期：平成 23 年 5 月
 回収結果：有効回答数 2,574（回収率 42.2 %）

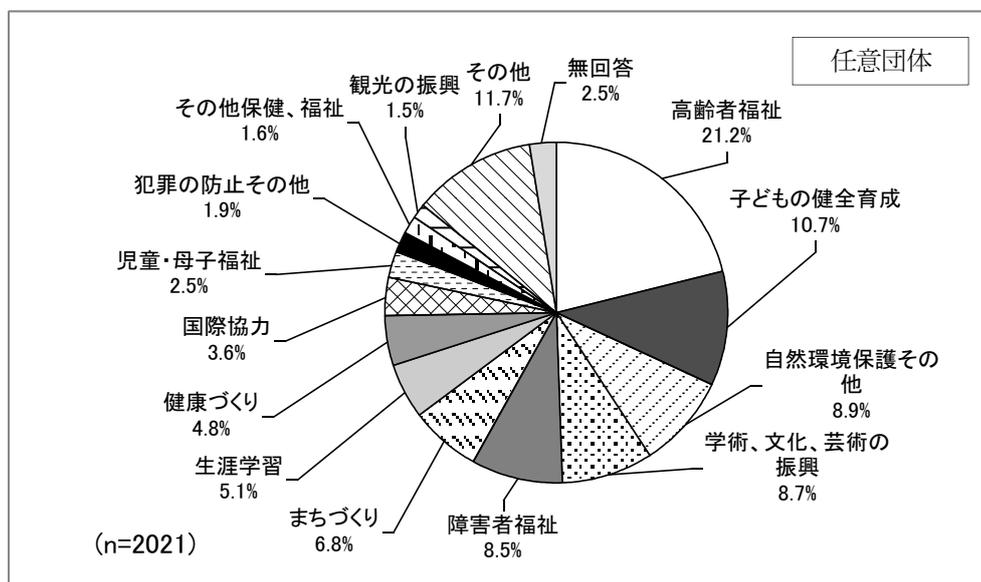
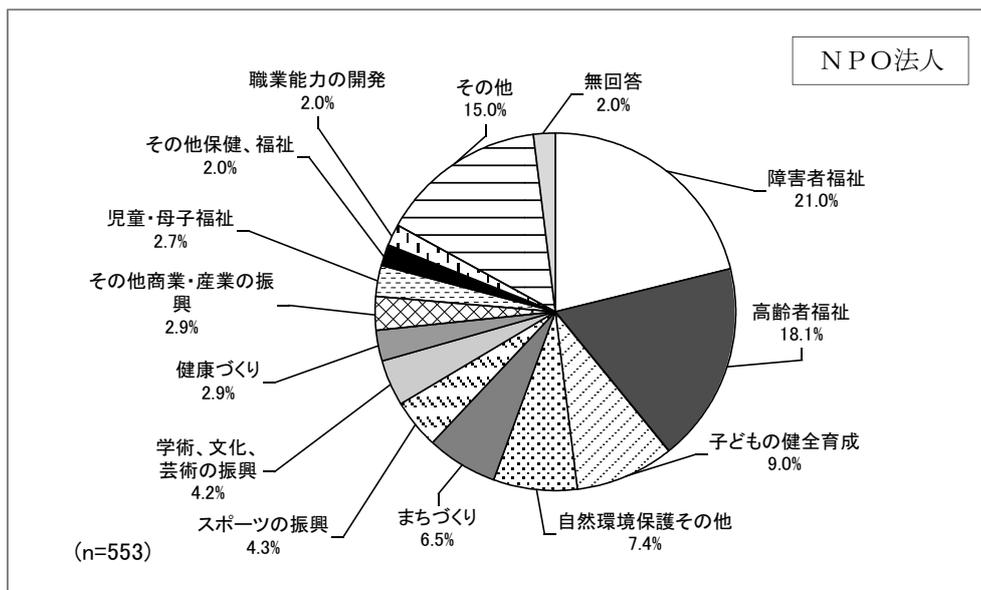
【結果概要】

県内のNPOの現状について、平成 23 年 5 月に実施した「県民活動実態・意向調査」からは、次のような結果が出ています。

（1）特に力を入れている活動分野

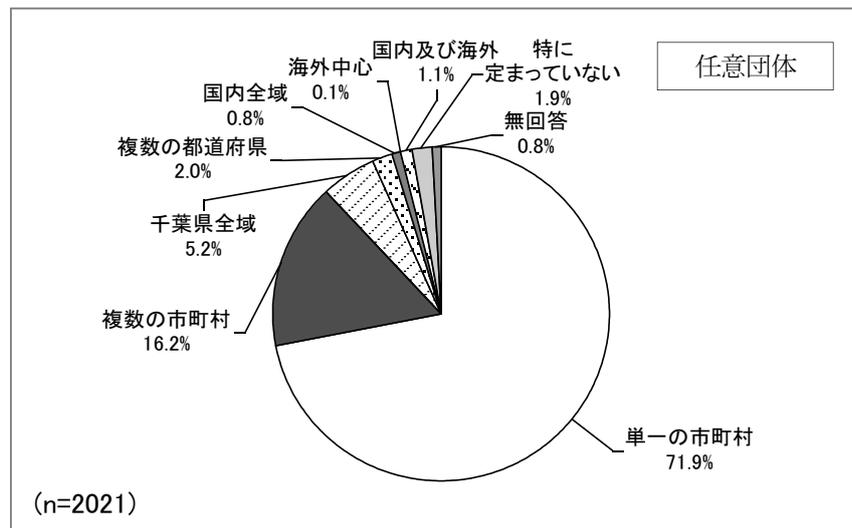
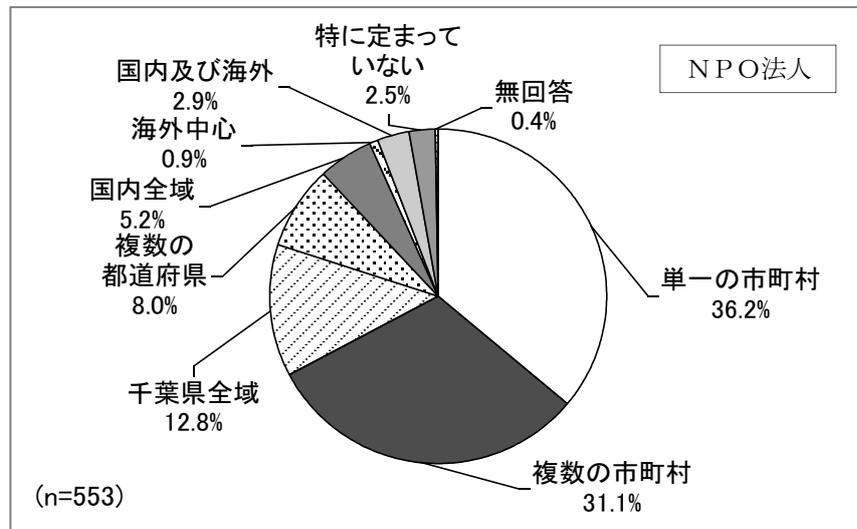
NPO法人においては、「障害者福祉」「高齢者福祉」「子どもの健全育成」の分野で活動する団体が多い状況となっています。

任意団体においては、「高齢者福祉」「子どもの健全育成」「自然環境保護その他」の分野で活動する団体が多い状況となっています。



(2) 活動地域

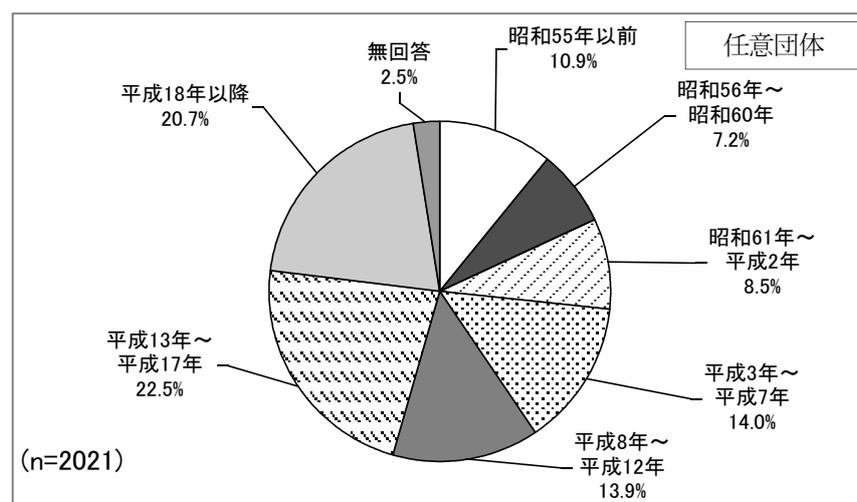
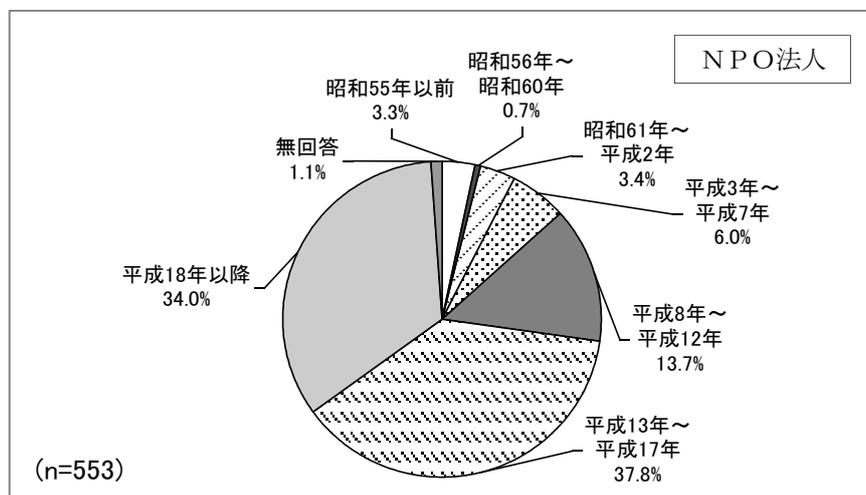
NPO法人、任意団体のいずれも、「単一の市町村」で活動する団体が最も多く、次いで「複数の市町村」となっています。



(3) 活動開始時期

NPO法人においては、「平成13年から平成17年」の間に活動を開始した団体が約4割で最も多く、次いで「平成18年以降」に活動を開始した団体が3割台半ばとなっています。

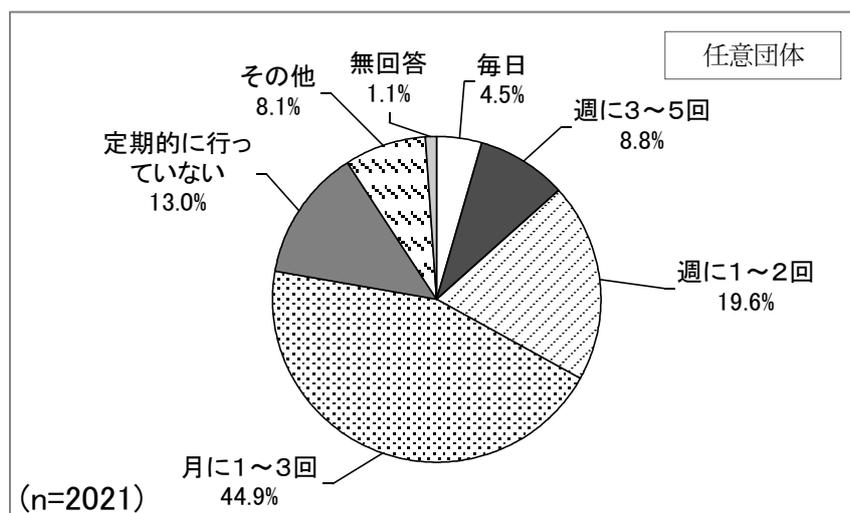
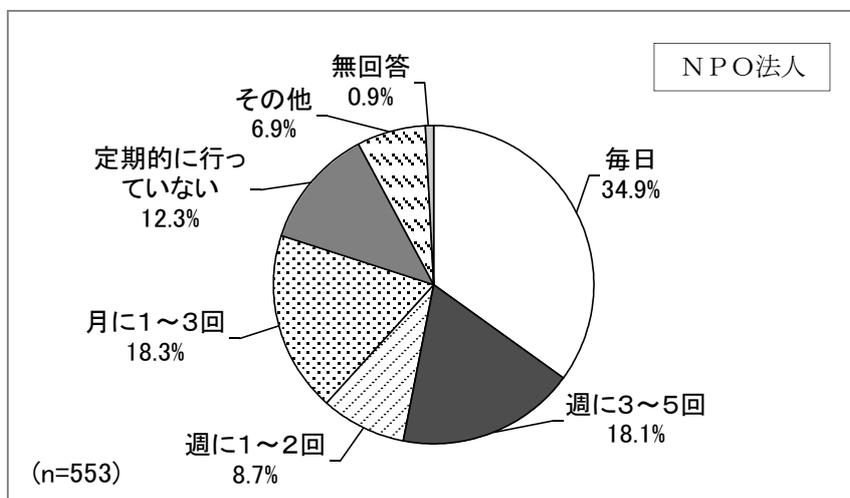
任意においても同様に、「平成13年から平成17年」の間に活動を開始した団体が2割を超え最も多く、次いで「平成18年以降」に活動を開始した団体が2割となっています。



(4) 活動頻度

NPO法人においては、「毎日」活動している団体が3割台半ばと最も多く、次いで「月に1～3回」活動している団体が約2割となっています。

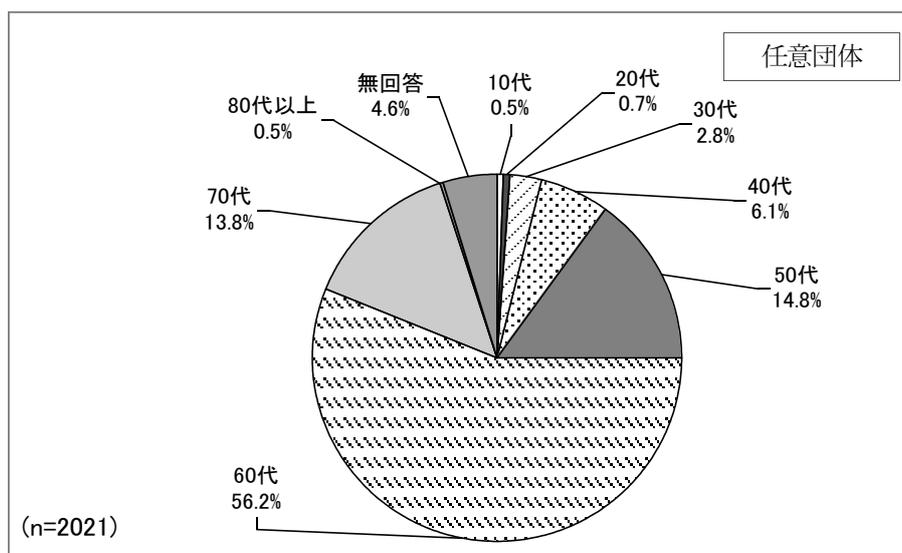
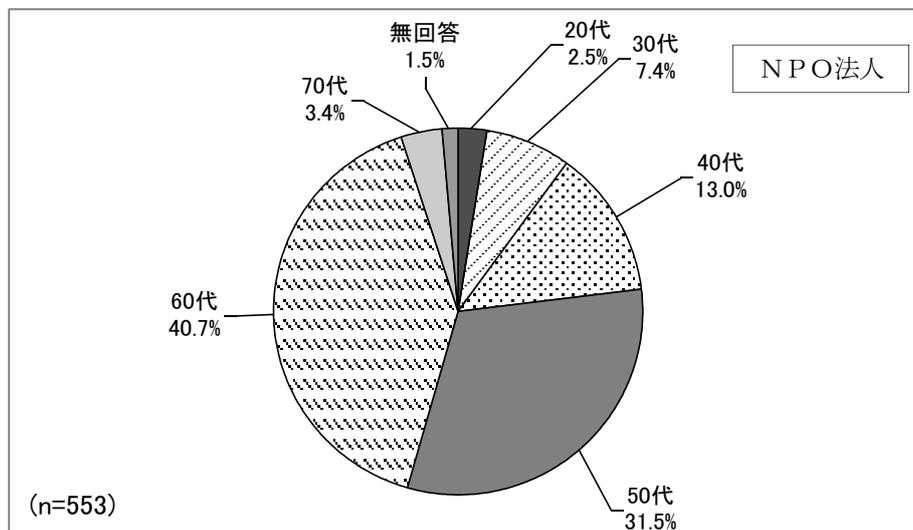
任意団体においては、「月に1～3回」活動している団体が4割台半ばと最も多く、次いで「週に1～2回」活動している団体が約2割となっています。



(5) 役員と職員の年齢層

NPO法人においては、「60代」が4割と最も多く、次いで「50代」が3割を超える状況となっています。

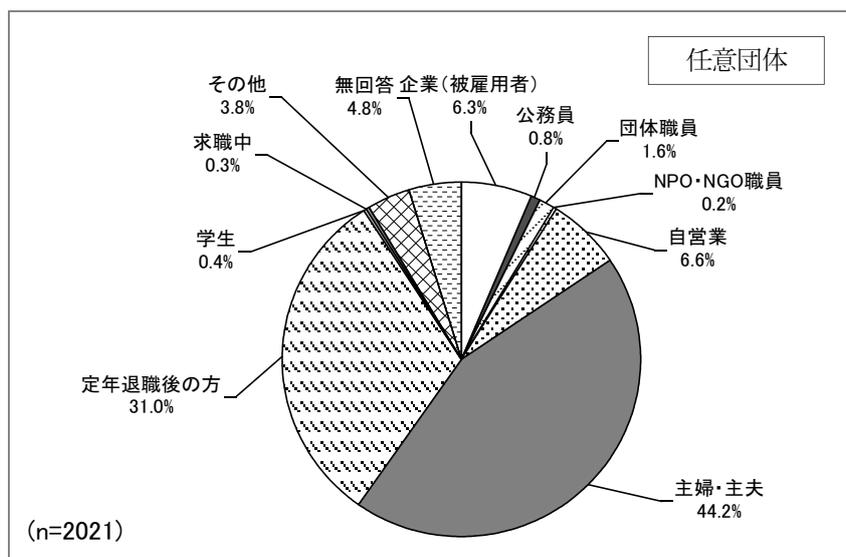
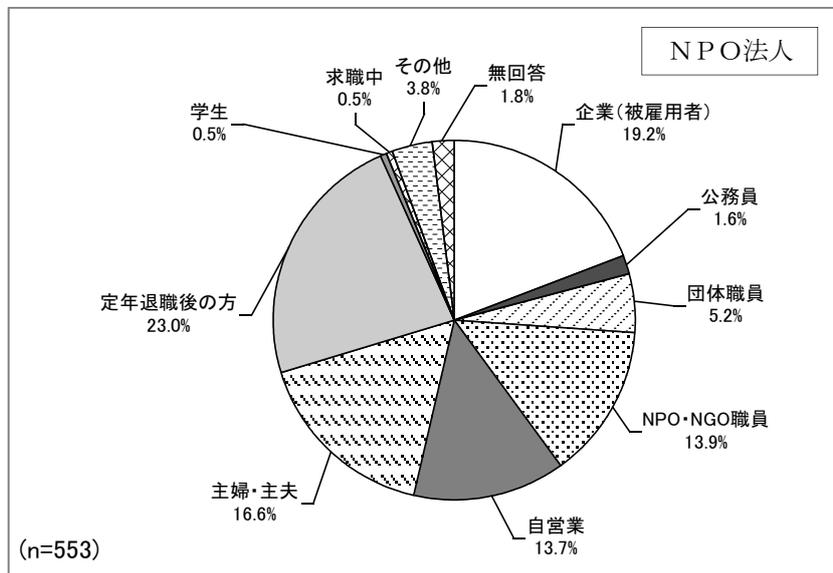
任意団体においても同様に、「60代」が5割台半ばと最も多く、次いで「50代」が1割台半ばとなっています。



(6) 役員と職員の職業

NPO法人においては、「定年退職後の方」が2割台半ばと最も多く、次いで「企業（被雇用者）」が約2割となっています。

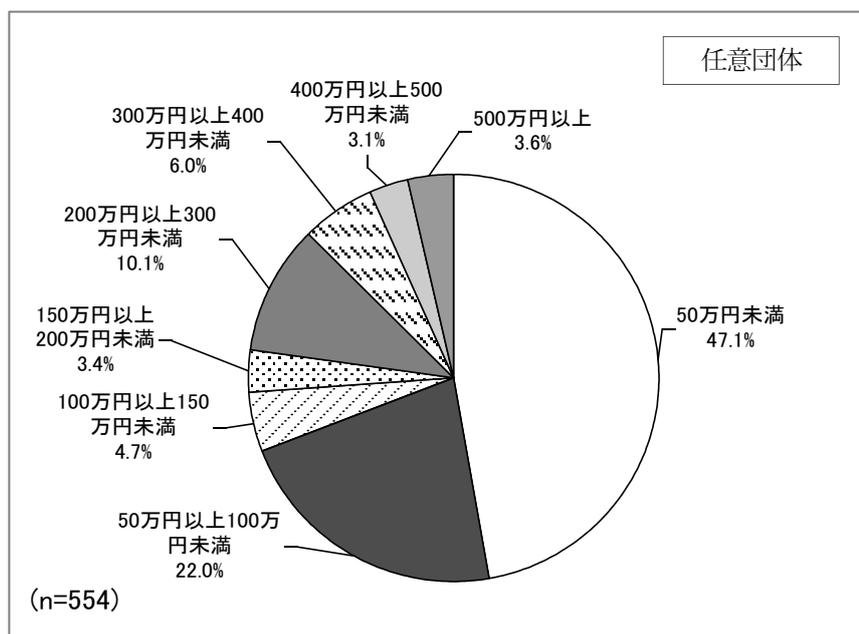
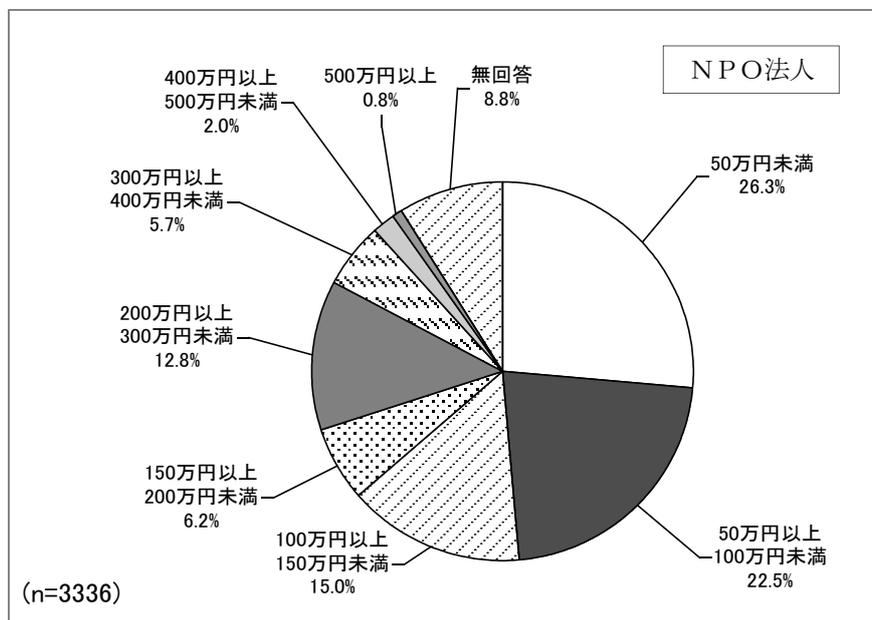
任意団体においては、「主婦・主夫」が4割台半ばと最も多く、次いで「定年退職後の方」が3割を超える状況となっています。



(7) 有給職員の給与額（複数回答）

NPO法人においては、「50万円未満」が2割台半ばと最も多く、次いで「50万円以上100万円未満」が2割を超える状況となっています。

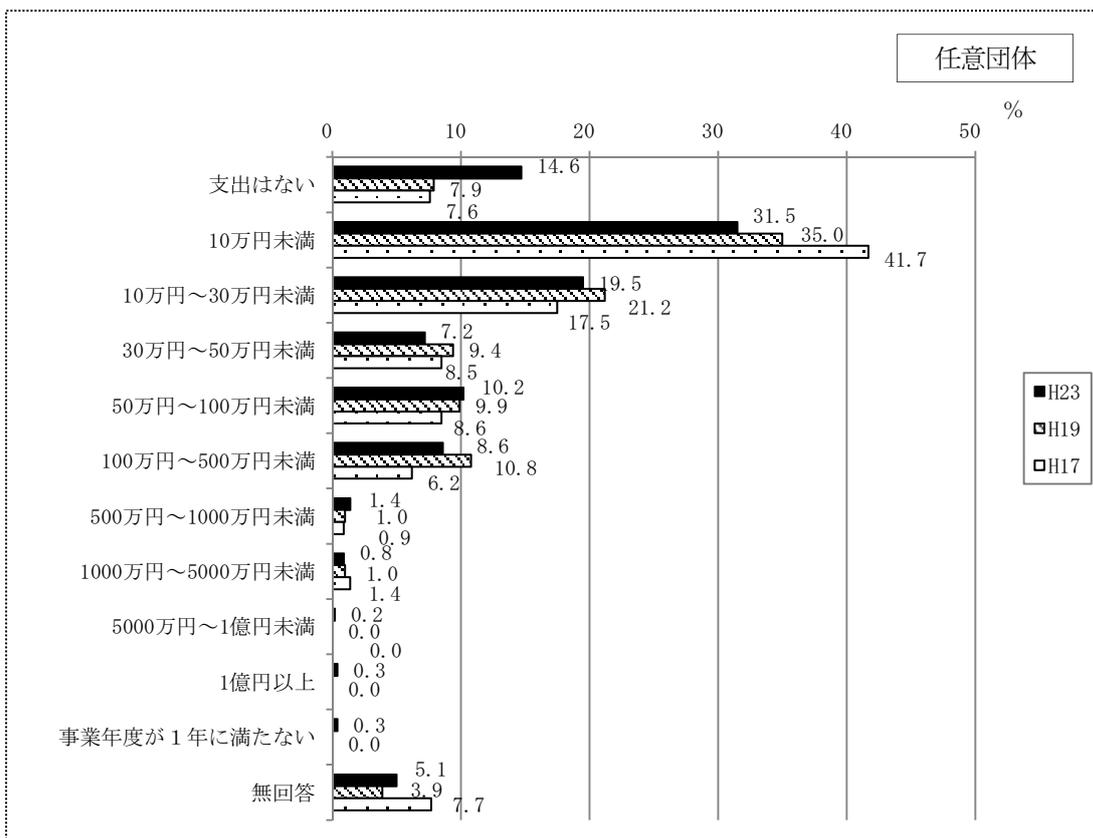
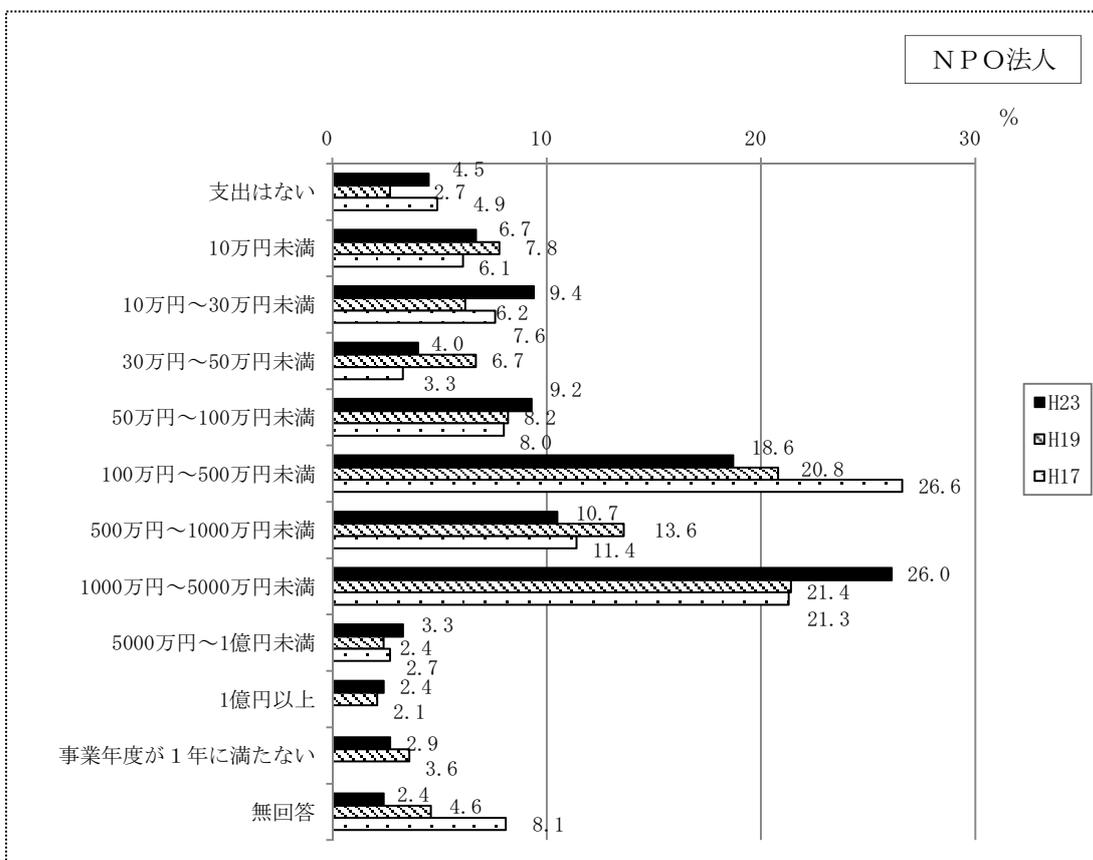
任意団体においても同様に、「50万円未満」が約5割と最も多く、次いで「50万円以上100万円未満」が2割を超える状況となっています。



(8) 直近事業年度の支出額（財政規模）

NPO法人においては、「1,000万円から5,000万円未満」の団体が2割台半ばと最も多く、次いで「100万円から500万円未満」の団体が約2割となっています。

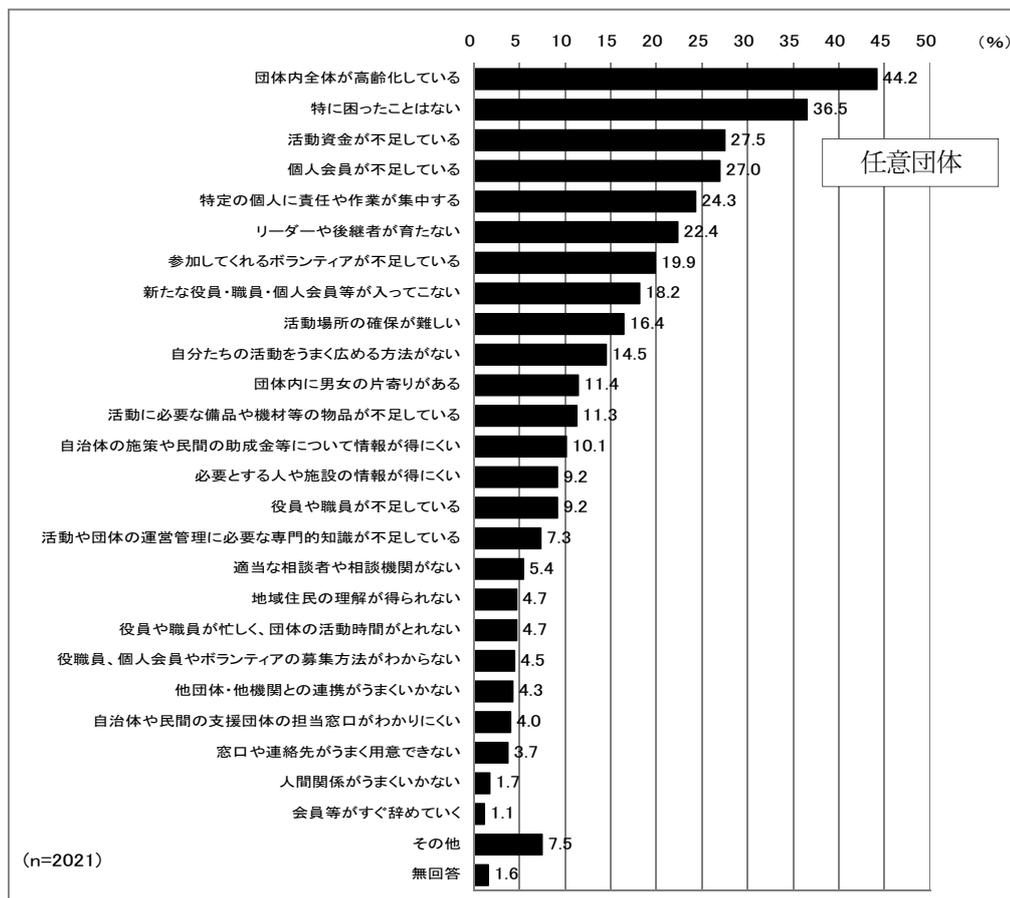
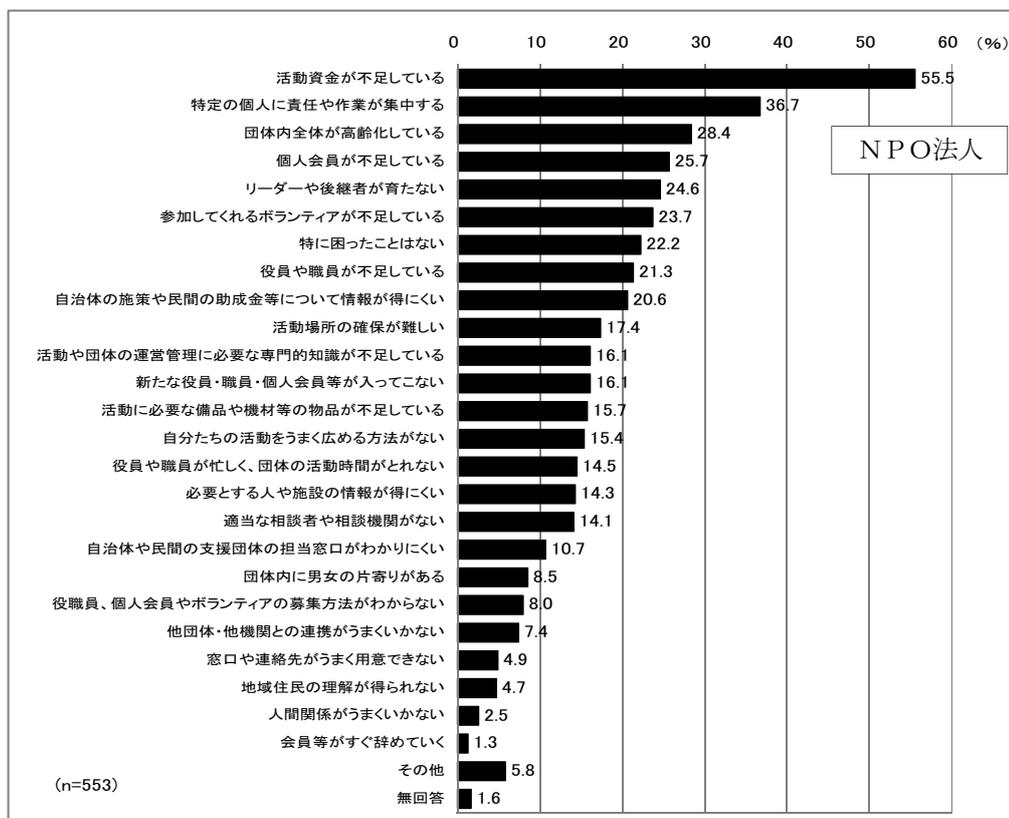
任意団体においては、「10万円未満」の団体が3割を超え最も多く、次いで「10万円から30万円未満」の団体が約2割となっています。



(9) 活動する上で困っていること（複数回答）

NPO法人においては、「活動資金が不足している」が最も多く、次いで「特定の個人に責任や作業が集中する」「団体内全体が高齢化している」の順となっています。

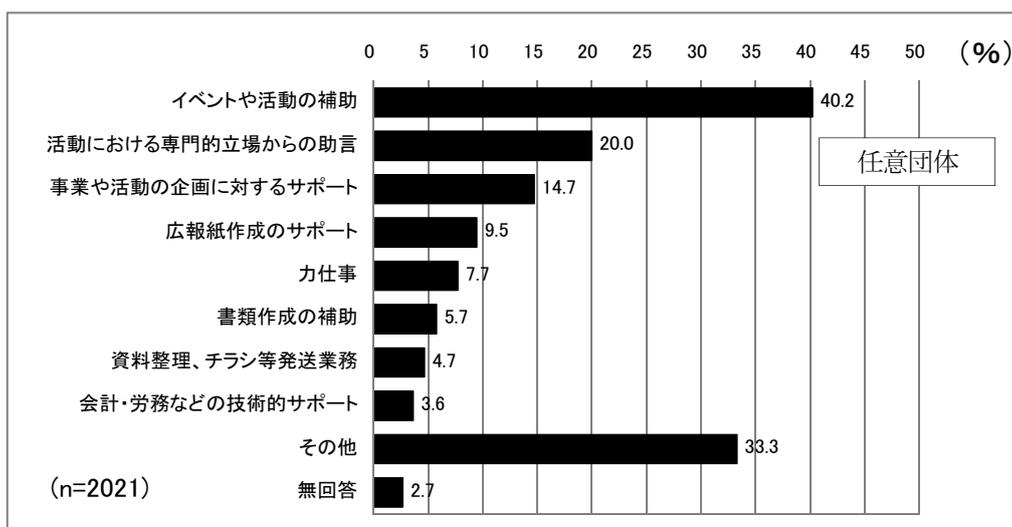
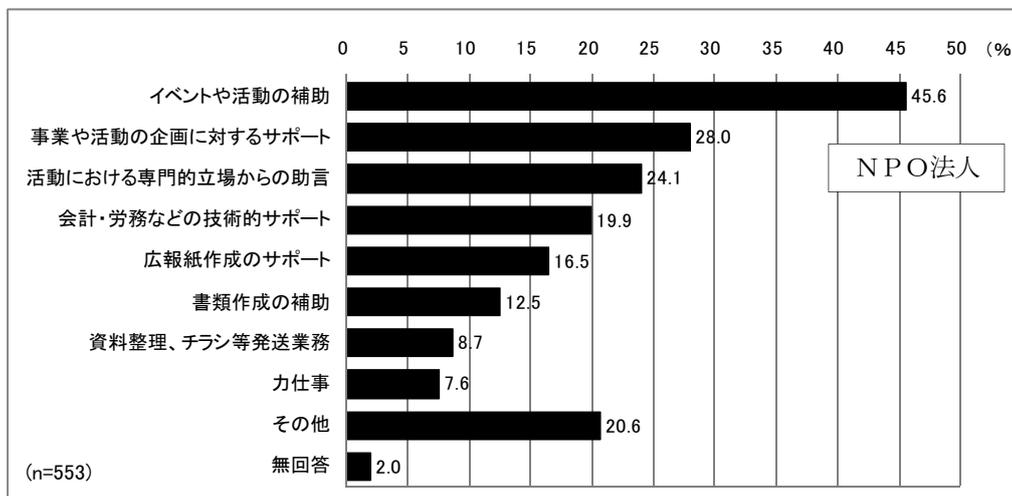
任意団体においては、「団体内全体が高齢化している」が最も多く、次いで「特に困ったことはない」「活動資金が不足している」の順となっています。



(10) ボランティアに望む業務（複数回答）

NPO法人においては、「イベントや活動の補助」が最も多く、次いで「事業や活動の企画に対するサポート」「活動における専門的立場からの助言」の順となっています。

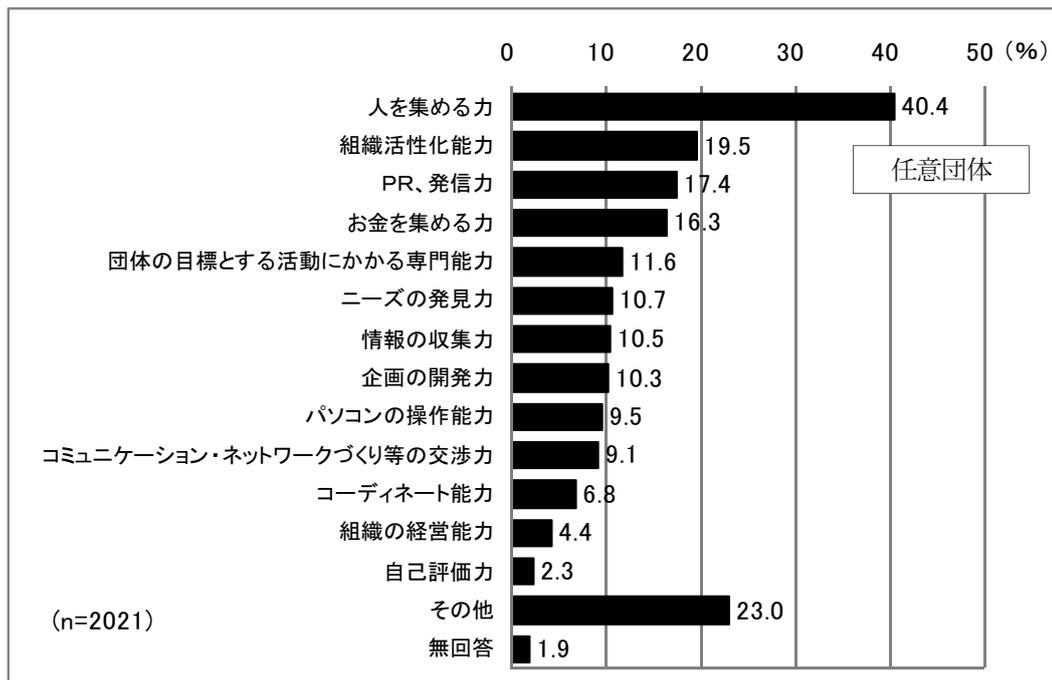
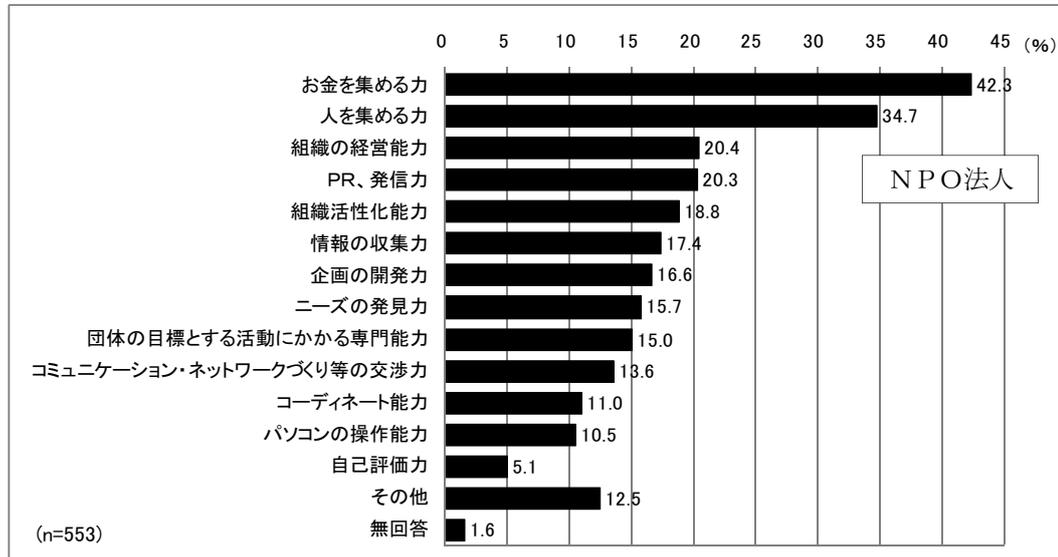
任意団体においては、「イベントや活動の補助」が最も多く、次いで「活動における専門的立場からの助言」「事業や活動の企画に対するサポート」の順となっています。



(11) 活動する上で困っていることを解決するために必要と考えること

NPO法人においては、「お金を集める力」が最も多く、次いで「人を集める力」の順となっています。

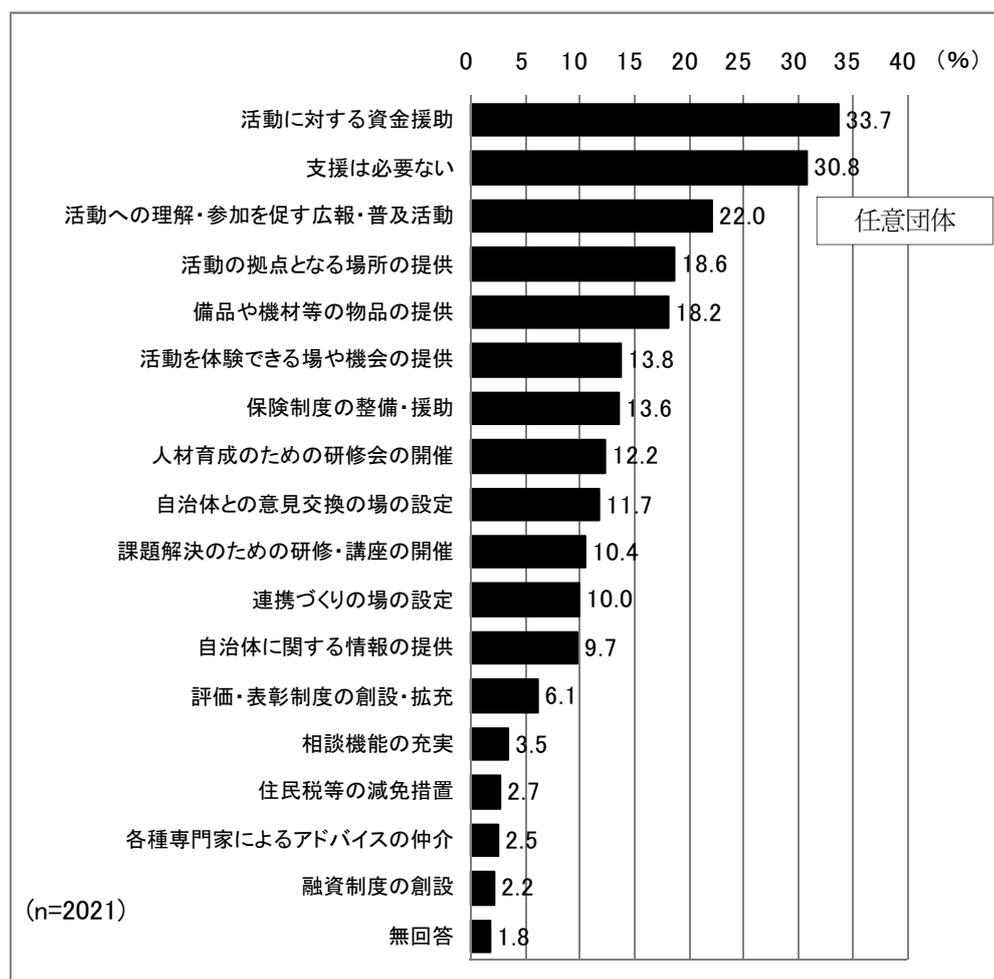
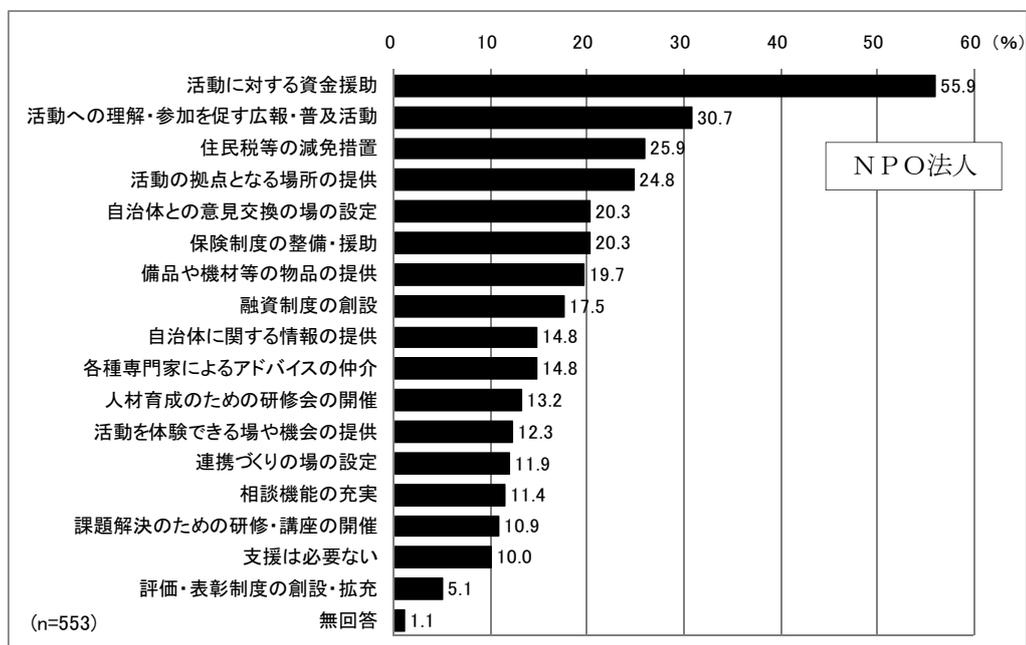
任意団体においては、「人を集める力」が最も多く、次いで「組織活性化能力」の順となっています。



(12) 県からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

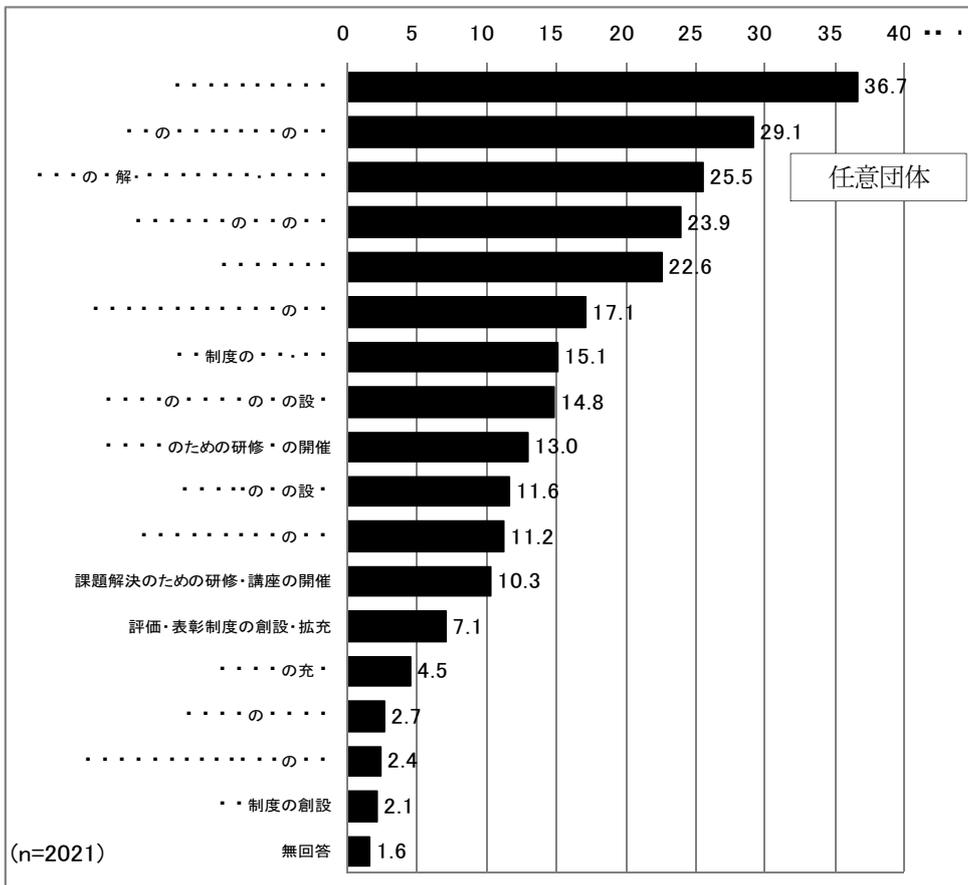
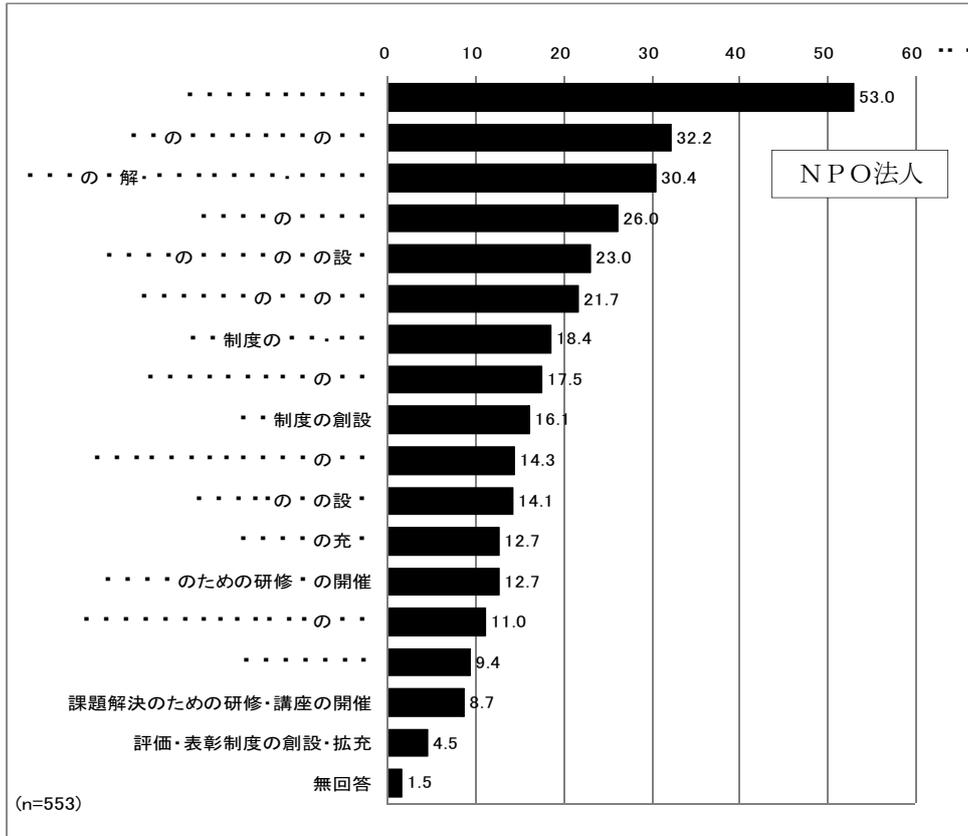
NPO法人においては、「活動に対する資金援助」が最も多く、次いで「活動への理解・参加を促す広報・普及活動」の順となっています。

任意団体においては、「活動に対する資金援助」が最も多く、次いで「支援は必要ない」の順となっています。



(13) 市町村からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

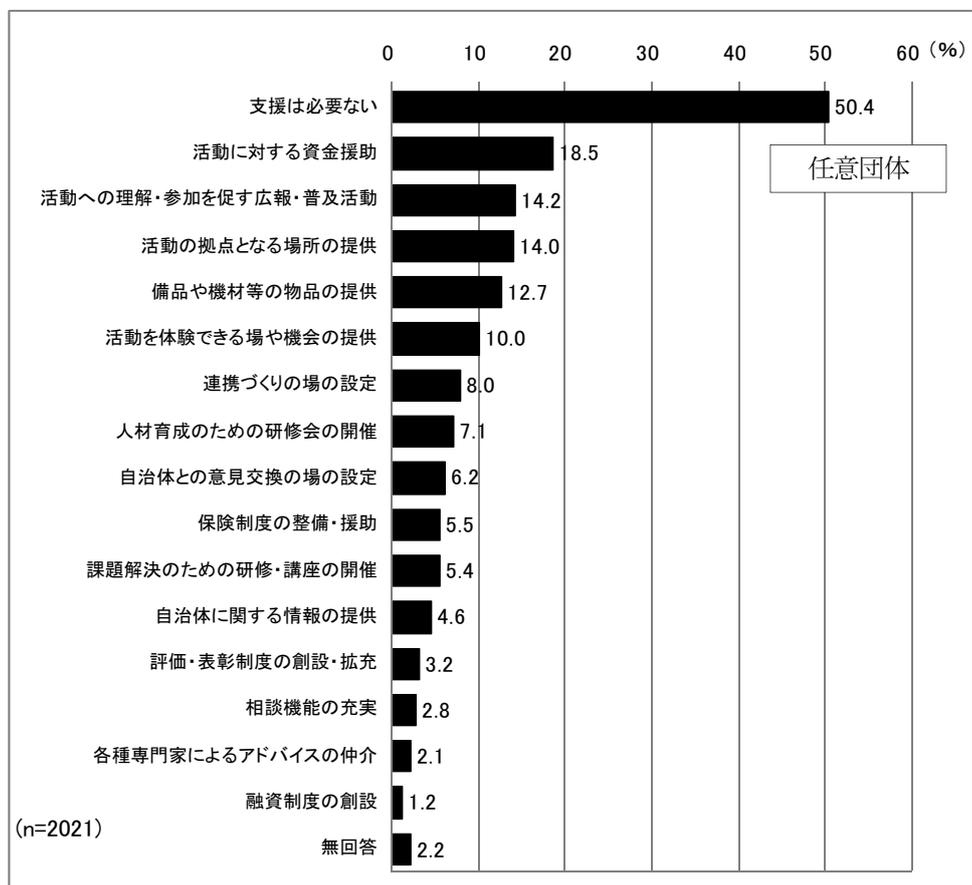
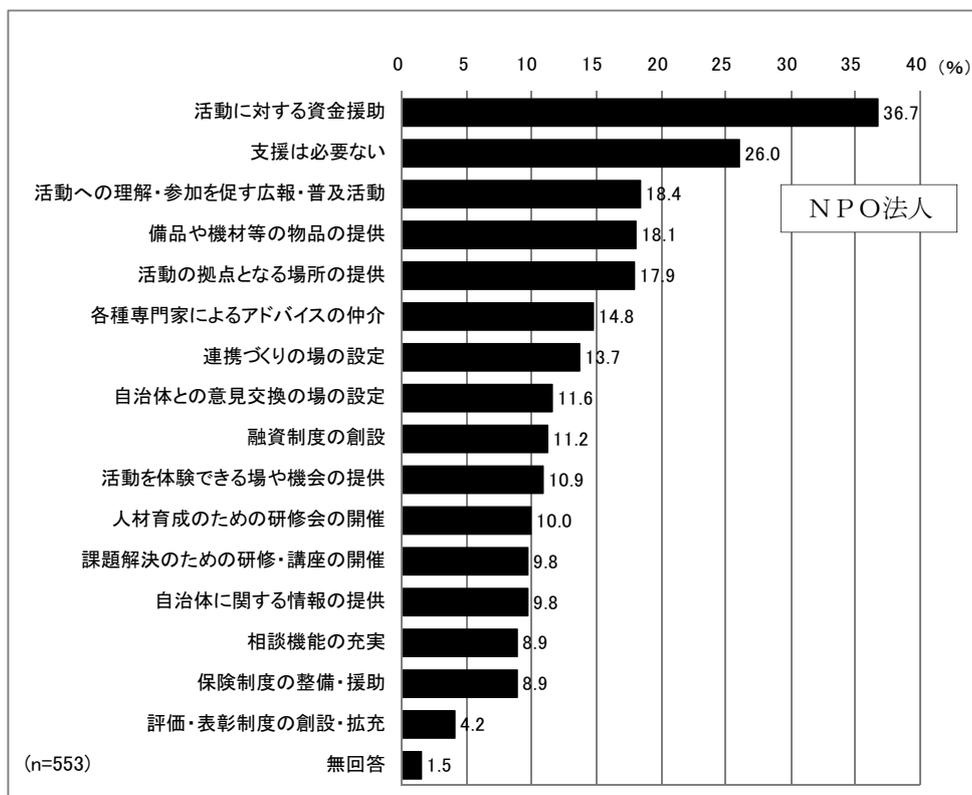
NPO法人、任意団体のいずれも、「活動に対する資金援助」が最も多く、次いで「活動の拠点となる場所の提供」の順となっています。



(14) 民間の中間支援団体からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人については、「活動に対する資金援助」が最も多く、次いで「支援は必要ない」の順となっています。

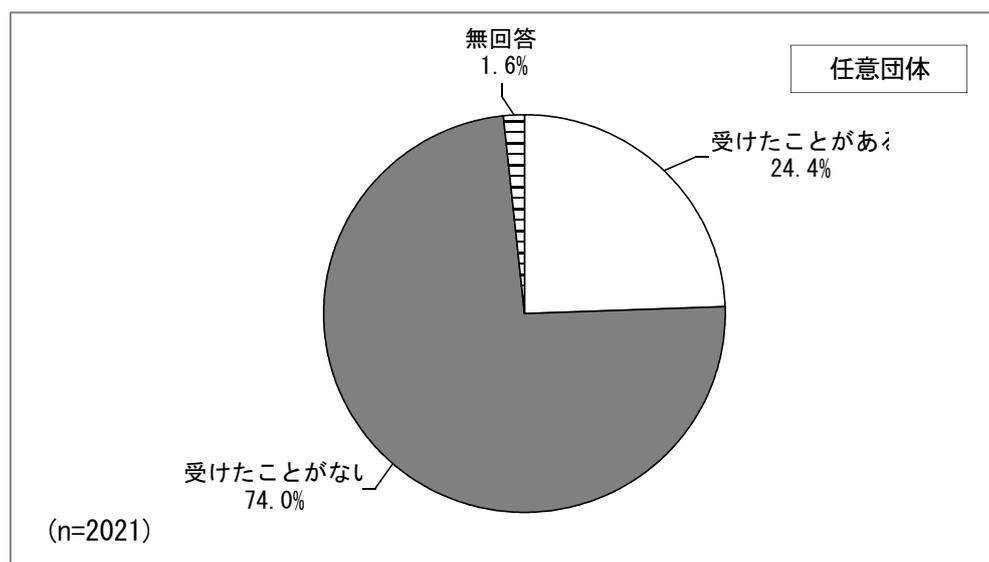
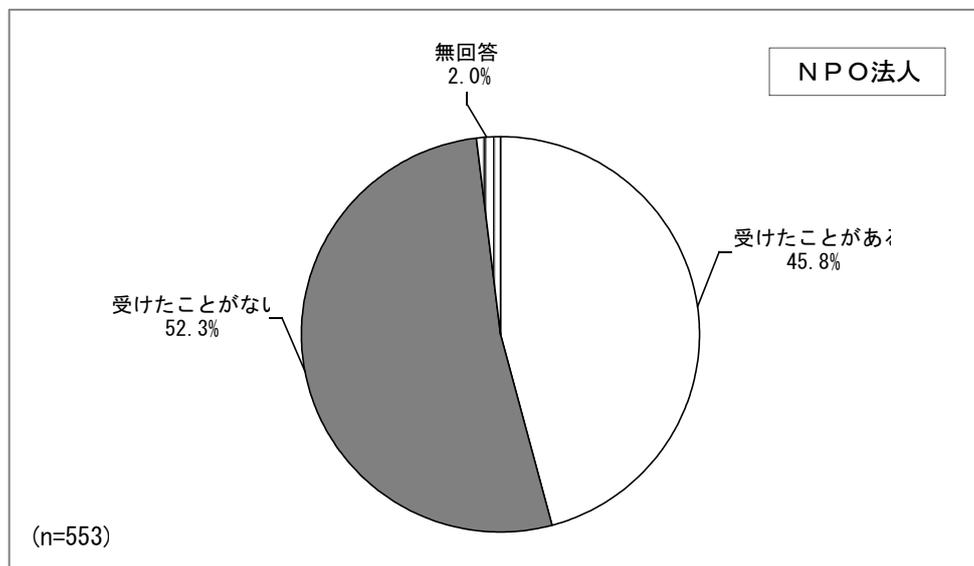
任意団体については、「支援は必要ない」が最も多く、次いで「活動に対する資金援助」の順となっています。



(15) 寄付の状況

NPO法人においては、「受けたことがある」団体が4割台半ばで、「受けたことがない」団体が5割を超える状況となっています。

任意団体においては、「受けたことがある」団体が2割台半ばで、「受けたことがない」団体が7割台半ばとなっています。



6 県職員アンケート調査結果

【調査の概要】

調査対象：知事部局、議会事務局、各行政委員（会）及び各公営企業に係る本庁各課室、各出先機関の職員約 11,000 人

調査方法：県庁内ホームページのアンケートシステムを利用

調査期間：平成 23 年 7 月 20 日～8 月 10 日

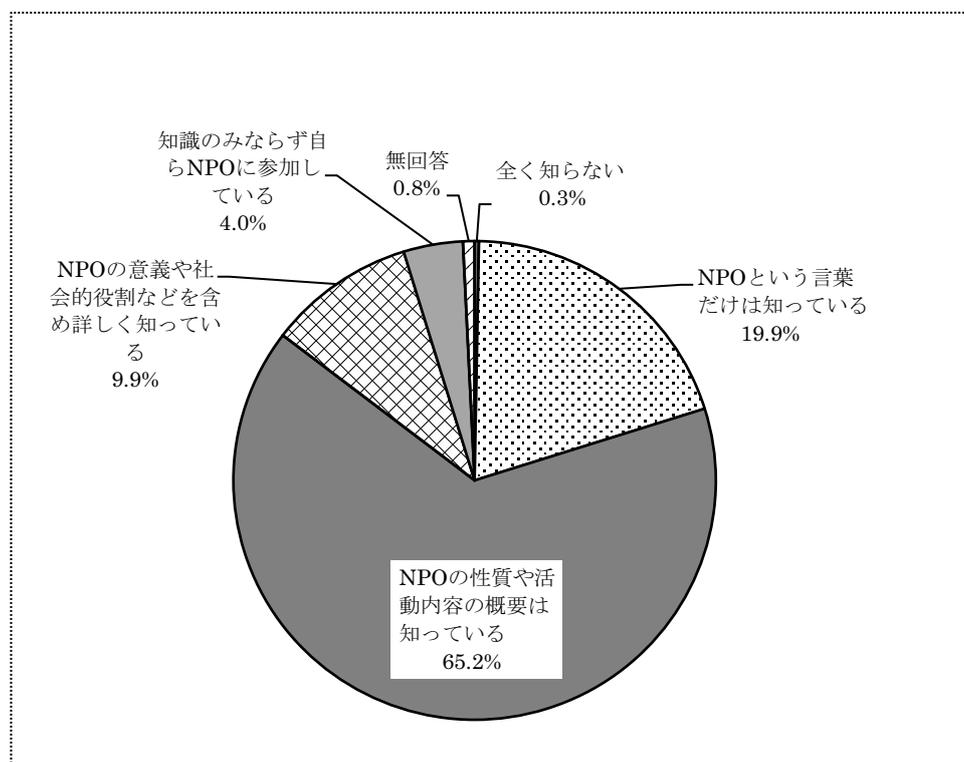
回収結果：有効回答数 1,032（回収率 9.4%）

※なお、平成 16 年度、20 年度に同様の調査を実施。

【結果概要】

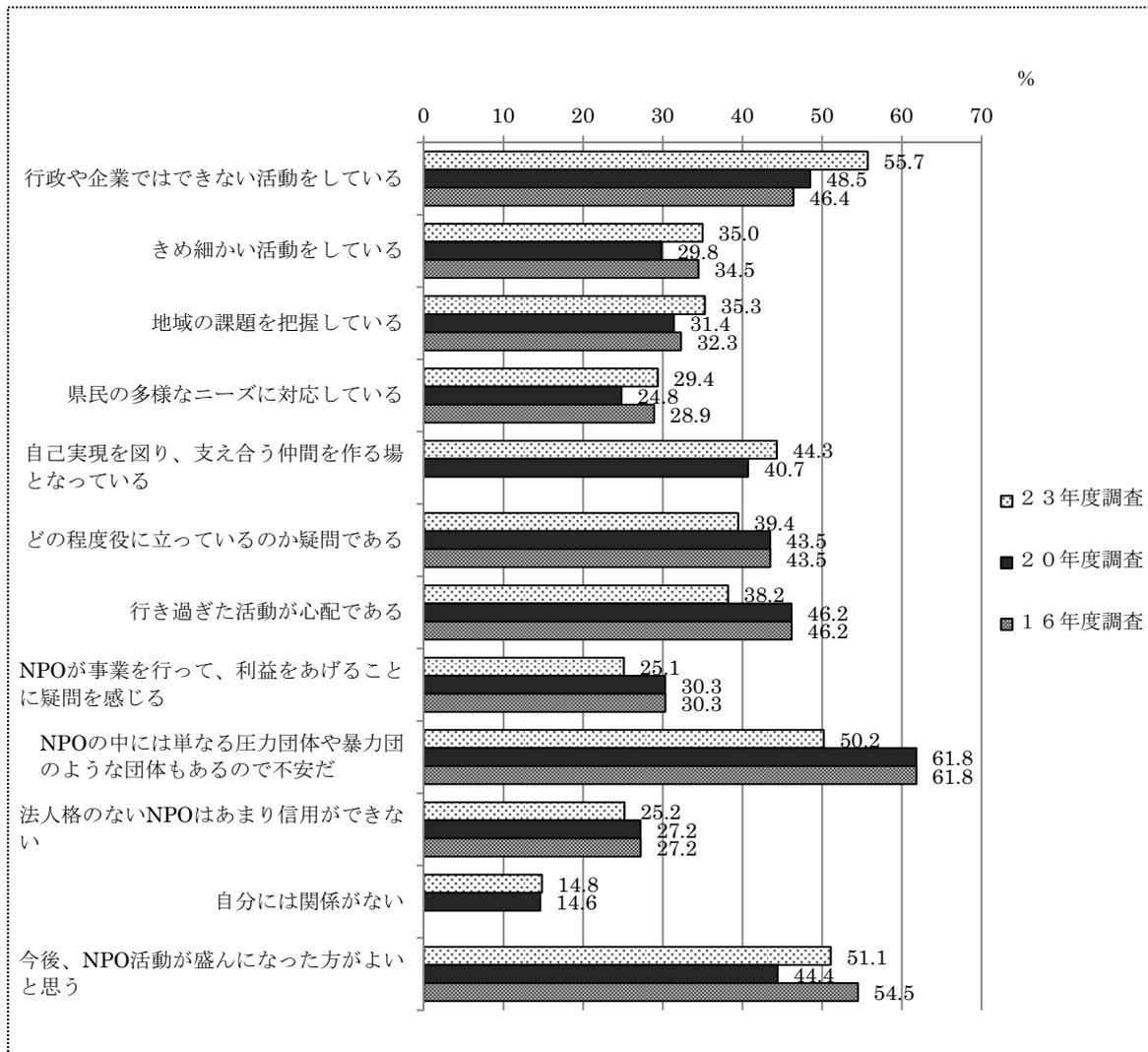
（1）NPOについて

NPOについてどの程度知っているか聞いたところ、「NPOの性質や活動内容の概要は知っている」（65.2%）が最も多く、次いで「NPOという言葉だけは知っている」（19.9%）、「NPOの意義や社会的役割などを含め詳しく知っている」（9.9%）と続いています。



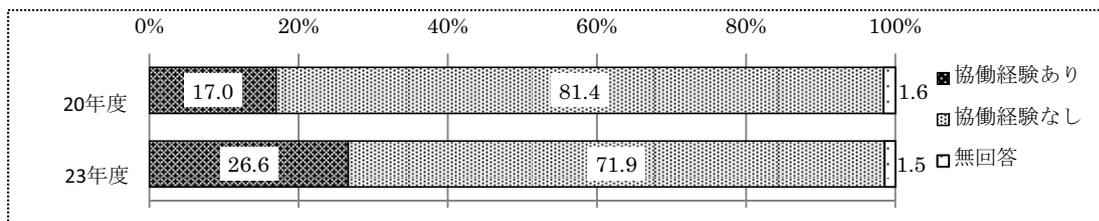
NPOに対する印象について聞いたところ、「行政や企業ではできない活動をしている」(55.7%)、「NPOの中には単なる圧力団体や暴力団のような団体もあるので不安だ」(50.2%)といった意見が多くありました。16年度、20年度の調査との比較では、概ね肯定的な印象の回答割合が増え、否定的な印象の回答割合が減少しています。

また、51.1%の職員が「今後、NPO活動が盛んになった方がよいと思う」と答えています。



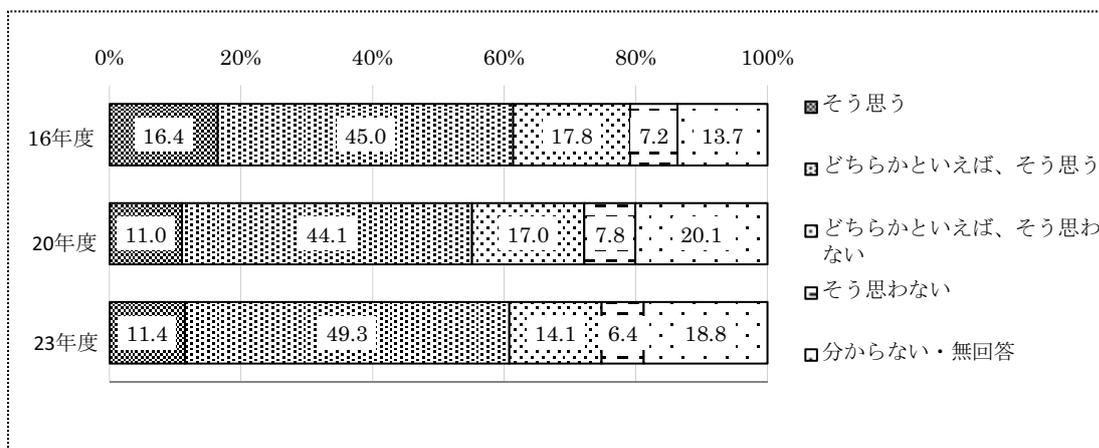
(2) NPOとの協働について

NPOと協働して業務を進めた経験があるか聞いたところ、「ある」が26.6%に対し、「ない」が71.9%となっており、20年度の調査に比べると、協働経験ありと答えた職員は9.6ポイント増加しています。

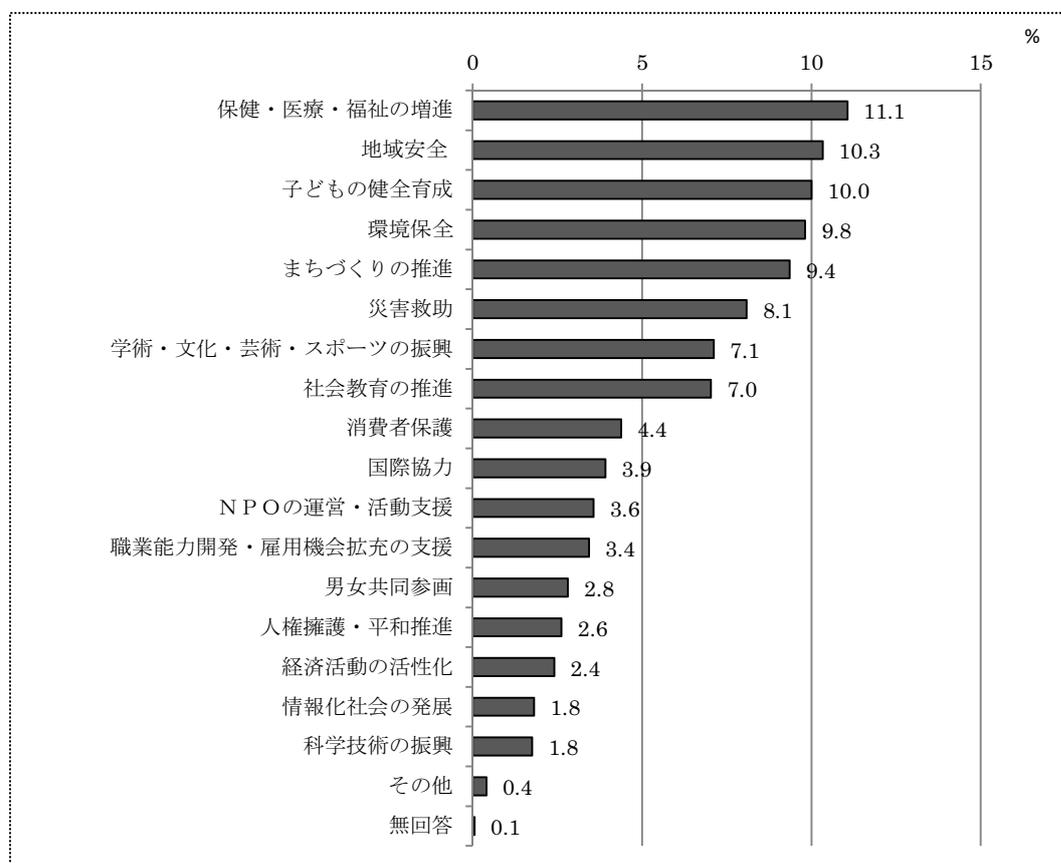


県として、今後、NPOとの協働を積極的に推進していく必要性を感じるか聞いたところ、「そう思う」(11.4%)、「どちらかといえば、そう思う」(49.3%)に対し、「どちらかといえばそう思わない」(14.1%)、「そう思わない」(6.4%)となっています。

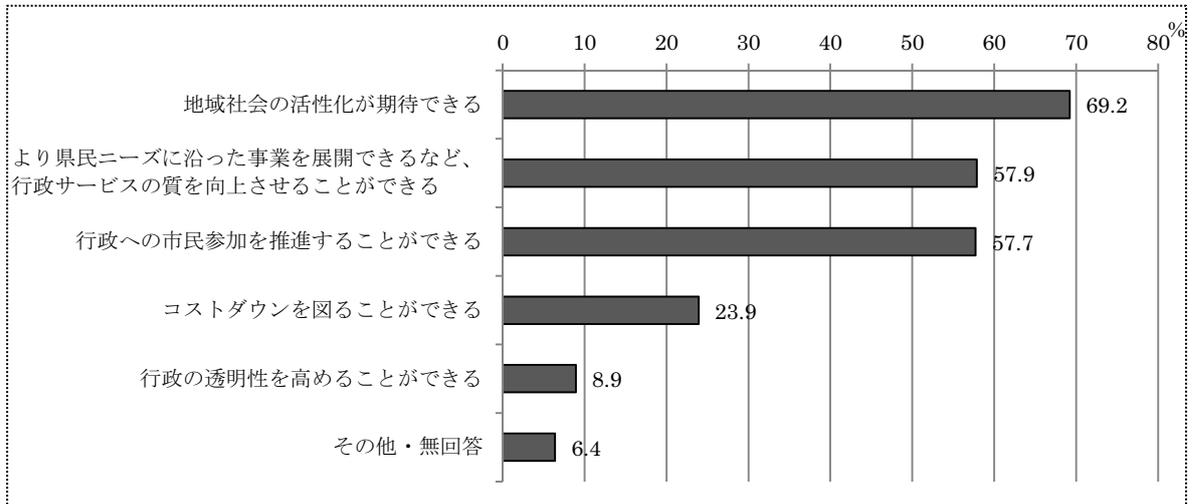
また、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」を合わせた肯定的な回答は60.7%で、20年度の調査に比べると、5.6ポイント増加しています。



このうち、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた職員に対し、どのような分野で協働していくことが必要だと思うか聞いた(複数回答可)ところ、「保健・医療・福祉の増進」(11.1%)、「地域安全」(10.3%)、「子どもの健全育成」(10.0%)といった回答が多くありました。

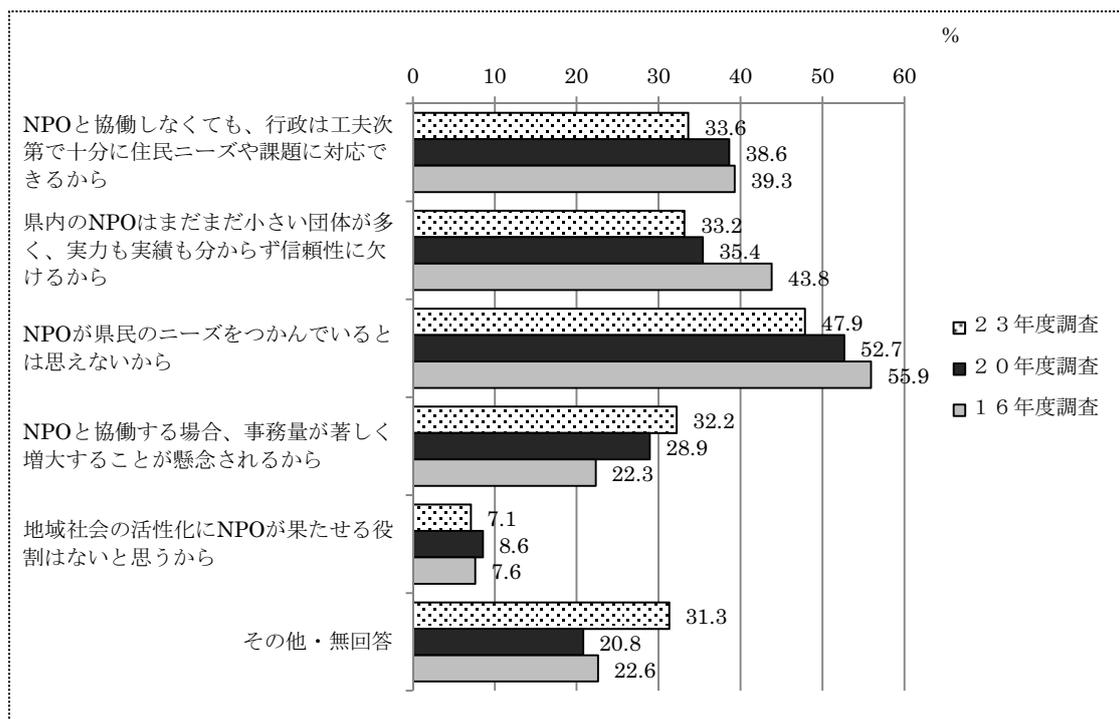


また、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた職員に対し、NPOと事業を行うことにどのようなことを期待するか聞いた（3つ以内回答可）ところ、「地域社会の活性化が期待できる」（69.2%）、「より県民ニーズに沿った事業を展開できるなど、行政サービスの質を向上させることができる」（57.9%）、「行政への市民参加を推進することができる」（57.7%）といった意見が多くありました。



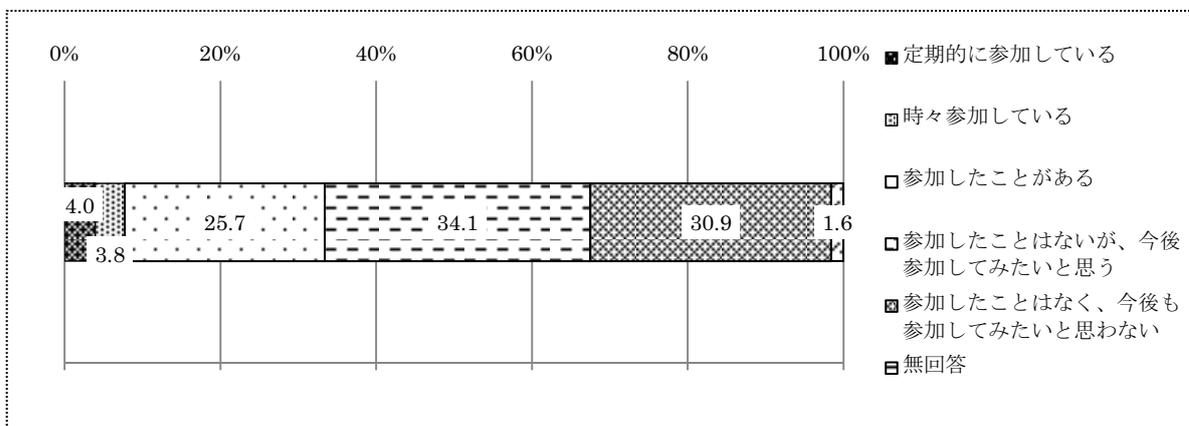
他方、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と答えた職員に対し、なぜそう感じるのか聞いた（3つ以内回答可）ところ、「NPOが県民のニーズをつかんでいるとは思えないから」（47.9%）、「NPOと協働しなくても、行政は工夫次第で十分に住民ニーズや課題に対応できるから」（33.6%）、「県内のNPOはまだまだ小さい団体が多く、実力も実績も分からず信頼性に欠けるから」（33.2%）といった意見が多くありました。

16年度、20年度の調査との比較では、上記の3つの意見は調査のたびに減少している一方で、「NPOと協働する場合、事務量が著しく増大することが懸念されるから」との意見が増加傾向にあります。

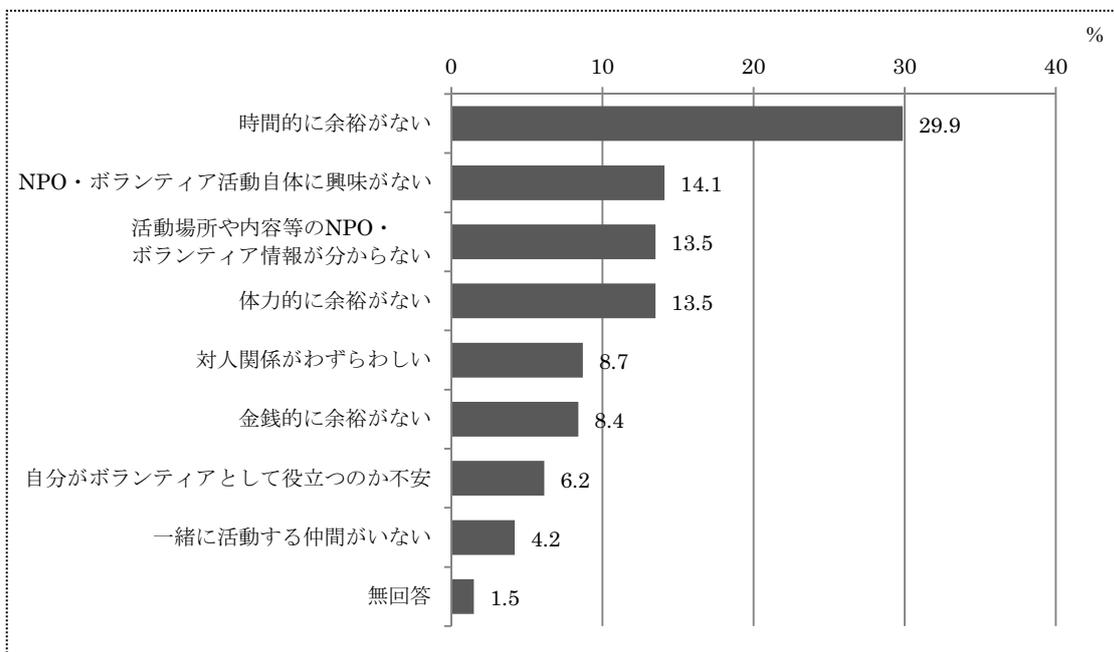


(3) 職員のNPO・ボランティアへの参加経験について

これまでNPO・ボランティア活動に参加したことがあるか聞いたところ、「参加したことはないが、今後参加してみたいと思う」(34.1%)、「参加したことはなく、今後も参加してみたいと思わない」(30.9%)、「参加したことがある」(25.7%)との回答が多くありました。「定期的に参加している」、「時々参加している」、「参加したことがある」を合わせ、33.5%の職員が参加経験ありと回答しています。



また、「参加したことはなく、今後も参加してみたいと思わない」と答えた職員に対し、なぜそう思うのか聞いたところ、「時間的に余裕がない」(29.9%)、「NPO・ボランティア活動自体に興味がない」(14.1%)、「活動場所や内容等のNPO・ボランティア情報が分からない」(13.5%)との意見が多くありました。



7 市町村アンケート調査結果

【調査の概要】

調査対象：県内 54 市町村

調査方法：各市町村の市民活動担当課に対して調査票を送付

調査期間：平成 23 年 5 月 27 日～6 月 10 日

回収結果：有効回答数 54（回収率 100%）

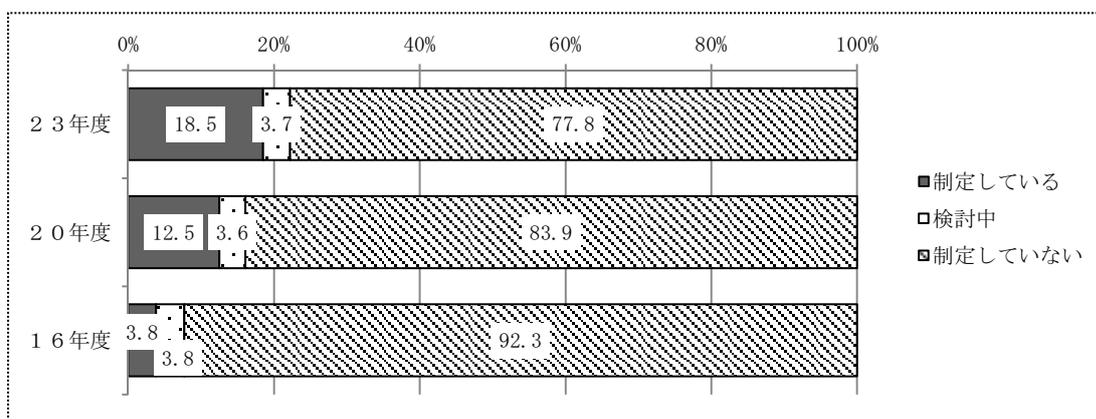
※なお、平成 20 年度に県内 56 市町村（当時）を対象として同様の調査を実施。

【結果概要】

(1) NPO活動推進体制について

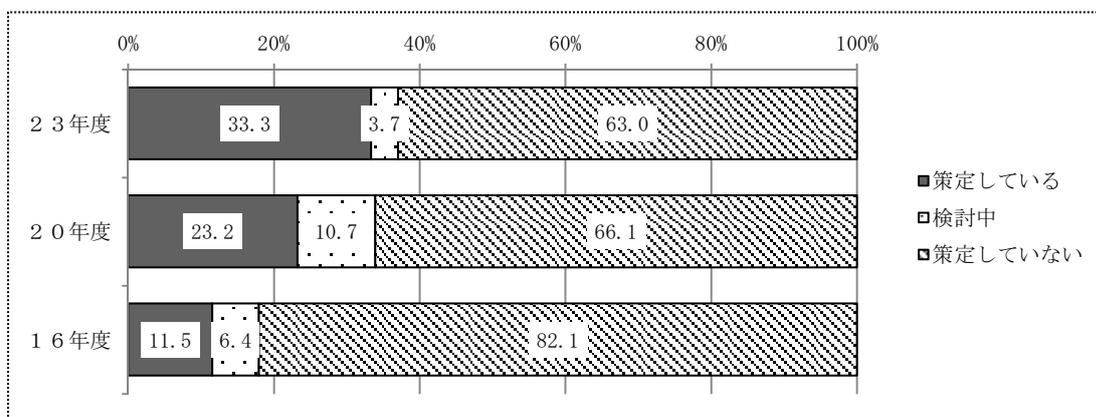
① NPO活動の促進・支援に関する条例を制定していますか。

NPO活動の促進・支援に関する条例の制定状況について聞いたところ、「制定している」(18.5% 10 団体)が約 2 割に対し、「制定していない」(77.8% 42 団体)が約 8 割となっています。



② NPO活動の促進・支援に関する基本方針を策定していますか。

NPO活動の促進・支援に関する基本方針の策定状況について聞いたところ、「策定している」(33.3% 18 団体)が3割台半ばに対し、「策定していない」(63.0% 34 団体)が6割台半ばとなっています。

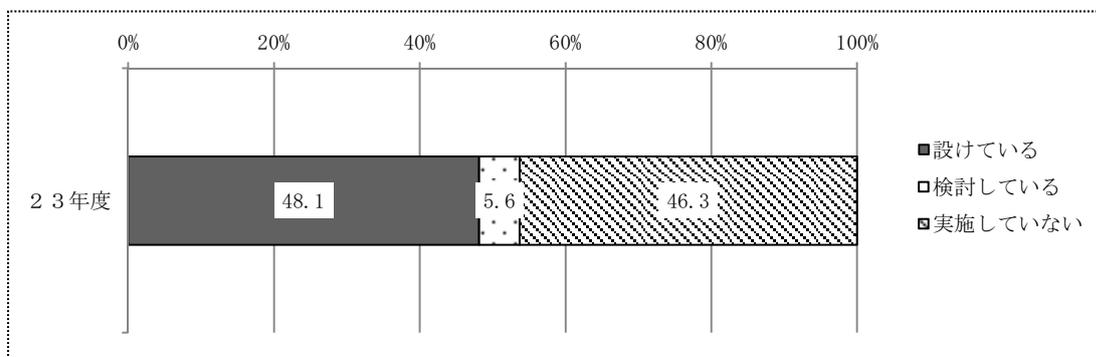


(2) NPOの実態把握の状況・ホームページの開設状況について

① 貴市町村では、市民活動支援のためのホームページを設けていますか。

(支援センターによる設置・管理分を含む。)

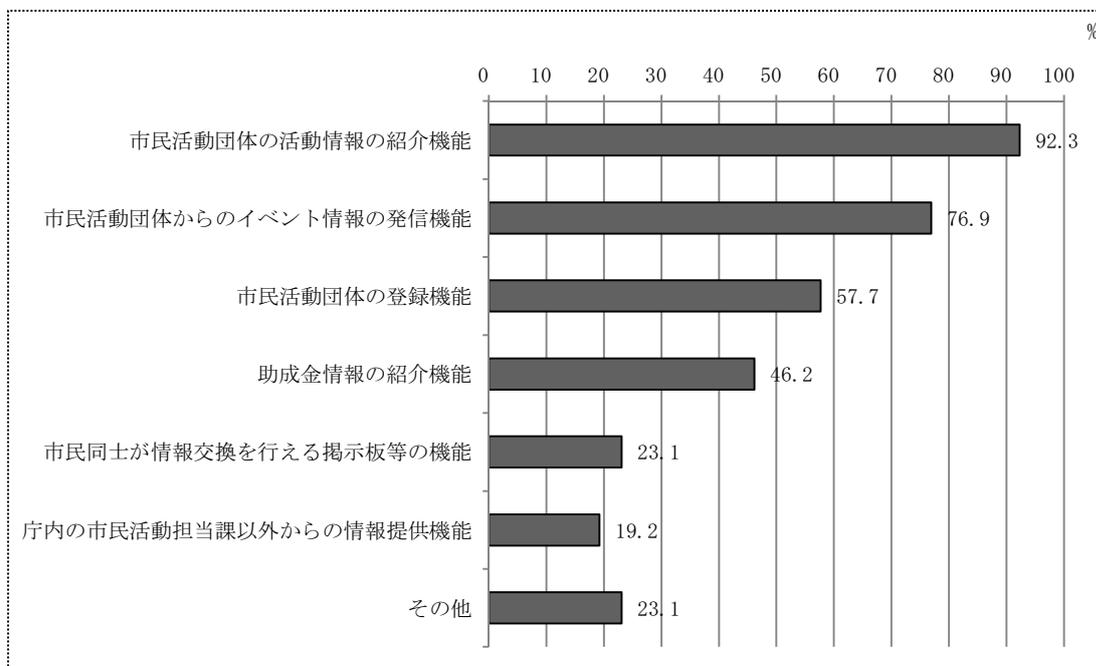
市民活動支援のためのホームページの設定状況について聞いたところ、「設けている」(48.1% 26 団体)が約5割に対し、「実施していない」(46.3% 25 団体)が4割台半ばとなっています。



② 市民活動支援のためのホームページを設けている場合、どのような機能を設けていますか。

(複数回答)

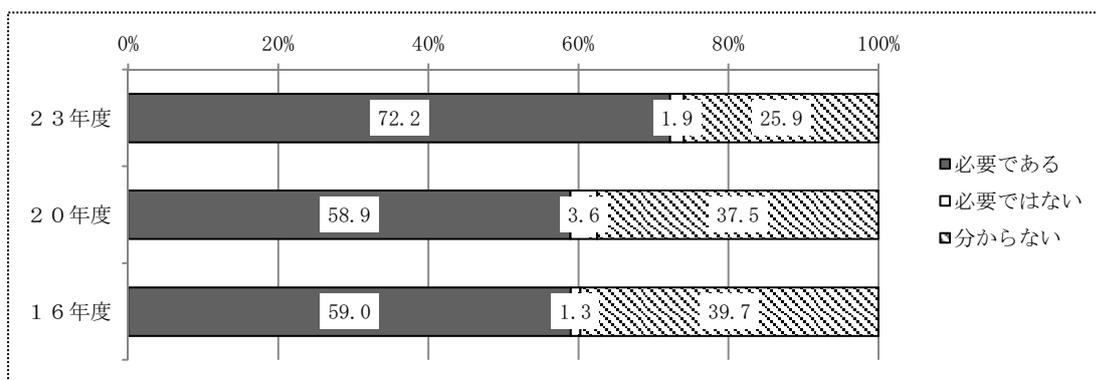
「市民活動支援のためのホームページを設けている」と答えた団体に対し、設定している機能について聞いたところ、「市民活動団体の活動情報の紹介機能」(92.3% 24 団体)、「市民活動団体からのイベント情報の発信機能」(76.9% 20 団体)といった意見が多くありました。



(3) NPOへの支援について

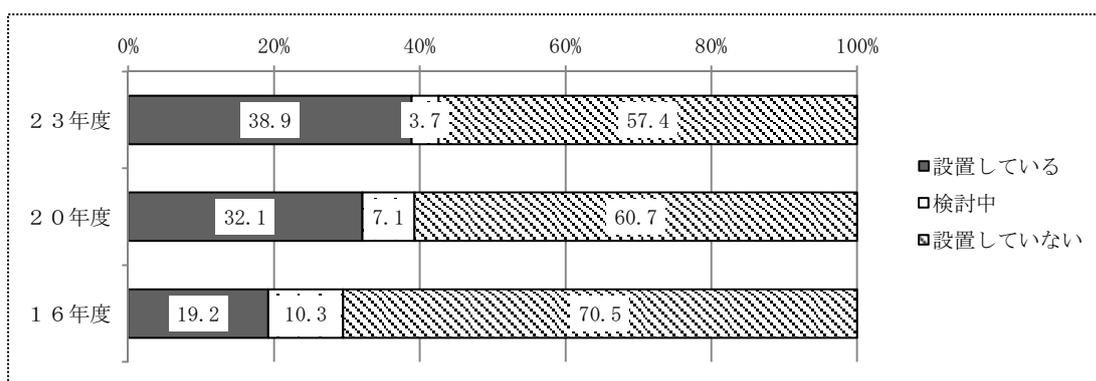
① NPOに対する支援は必要と考えますか。

NPOに対する支援の必要性について聞いたところ、「必要である」(72.2% 39 団体)が7割を超えています。



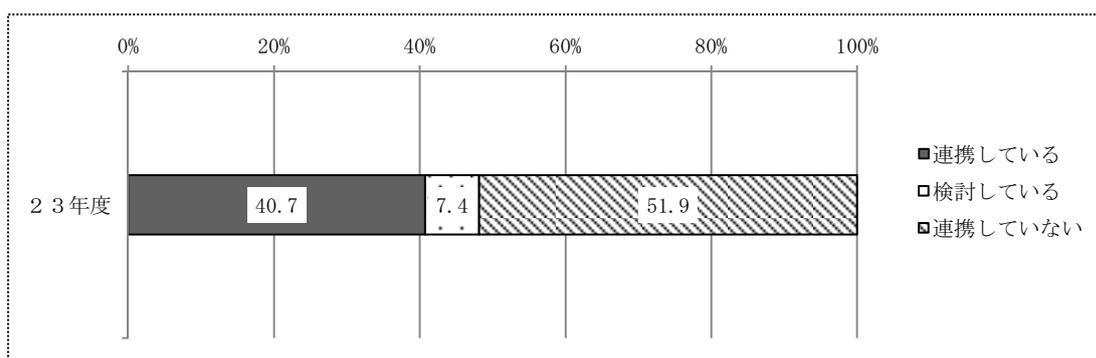
② NPO活動に対する支援センターを設置していますか。

NPO活動に対する支援センターの設置状況について聞いたところ、「設置している」(38.9% 21 団体)が約4割に対し、「設置していない」(57.4% 31 団体)が約6割となっています。



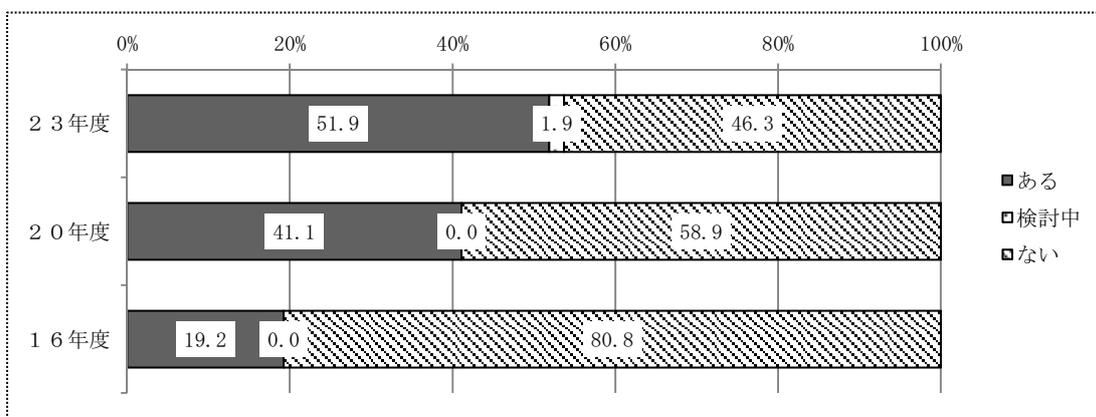
③ 業務の上で、市町村社会福祉協議会のボランティアセンターとは連携していますか。

市町村社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携状況について聞いたところ、「連携している」(40.7% 22 団体)が4割に対し、「連携していない」(51.9% 28 団体)が5割を超える状況となっています。



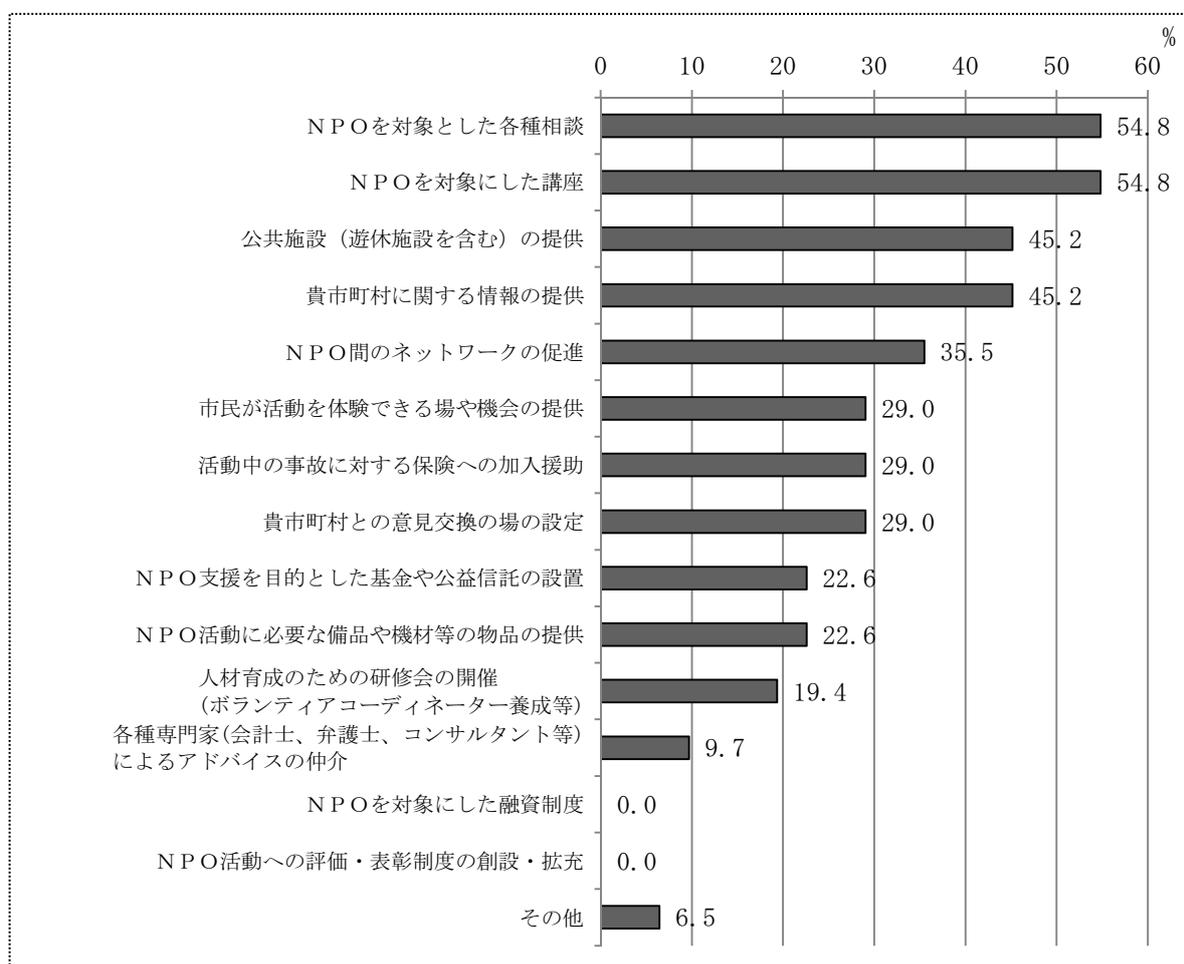
④ NPO活動の推進を目的とした補助金事業はありますか。

NPO活動の推進を目的とした補助金事業の有無について聞いたところ、「補助金事業がある」(51.9% 28 団体)が5割を超えるのに対し、「補助金事業はない」(46.3% 25 団体)が4割台半ばとなっています。



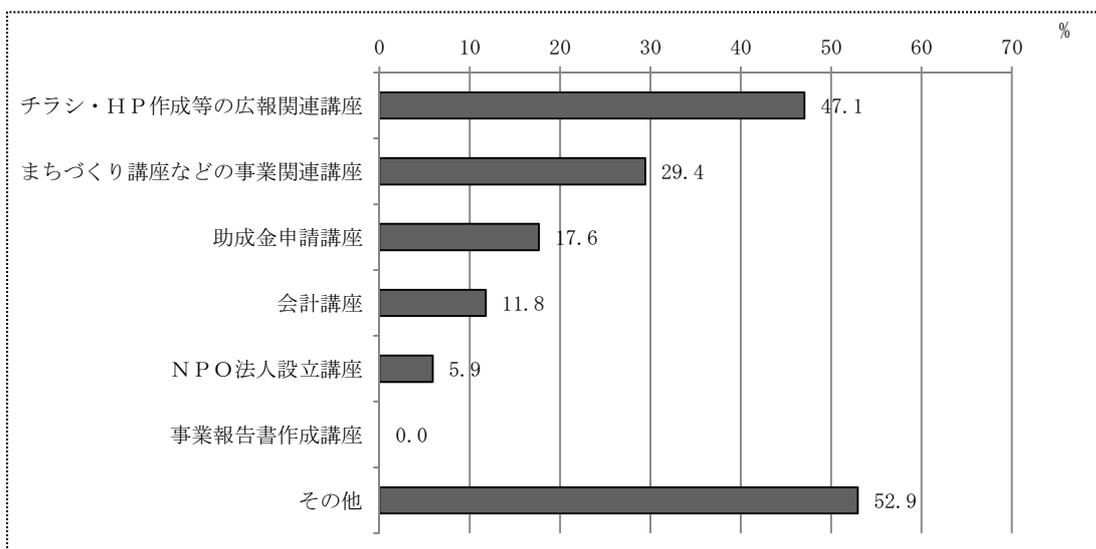
⑤ 支援センター、補助金、地方税の減免措置、NPOの普及・啓発を目的としたイベント以外で貴市町村が行っているNPO支援策は何ですか。(複数回答)

支援センター、補助金、地方税の減免措置、NPOの普及・啓発を目的としたイベント以外で行っているNPO支援策について聞いたところ、「NPOを対象とした各種相談」及び「NPOを対象にした講座」(54.8% 17 団体)、「公共施設(遊休施設を含む)の提供」及び「貴市町村に関する情報の提供」(45.2% 14 団体)といった意見が多くありました。



⑥ (3) ⑤で「NPOを対象にした講座」を選択した場合、平成23年度に実施を予定しているNPOを対象にした講座・セミナーの内容を教えてください。(委託での開催含む、複数回答)

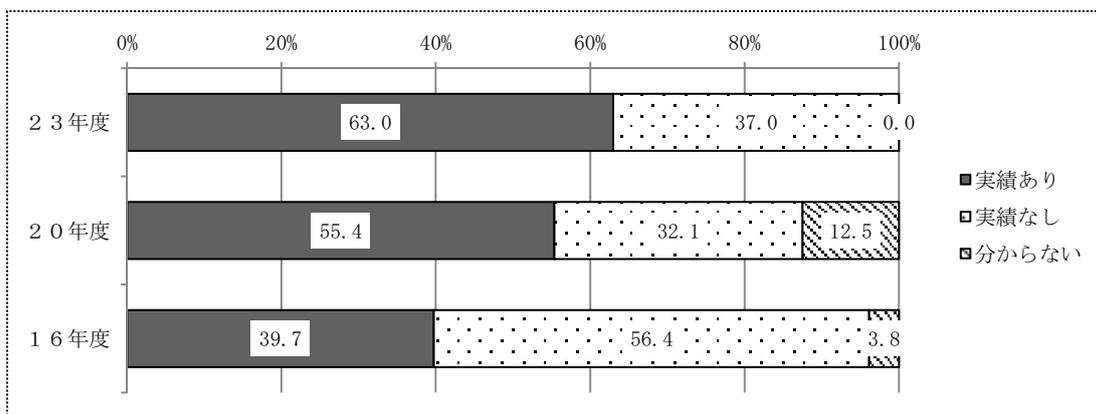
(3) ⑤で「NPOを対象にした講座」を選択した市町村に対し、平成23年度に実施を予定しているNPOを対象にした講座・セミナーの内容について聞いたところ、「チラシ・HP作成等の広報関連講座」(47.1% 8団体)、「まちづくり講座などの事業関連講座」(29.4% 5団体)といった意見が多くありました。



(4) 行政と市民(NPO)の協働について

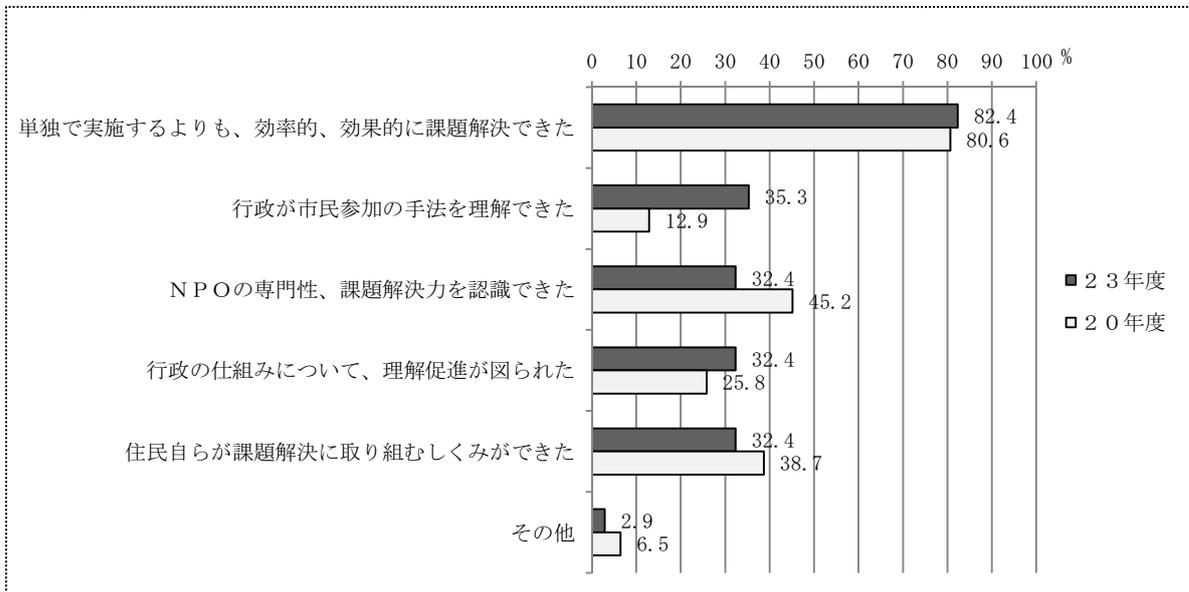
① 市民(NPO)と協働したことはありますか。

市民(NPO)との協働実績について聞いたところ、「実績あり」(63.0% 34団体)が6割台半ばに対し、「実績なし」(37.0% 20団体)が約4割となっています。



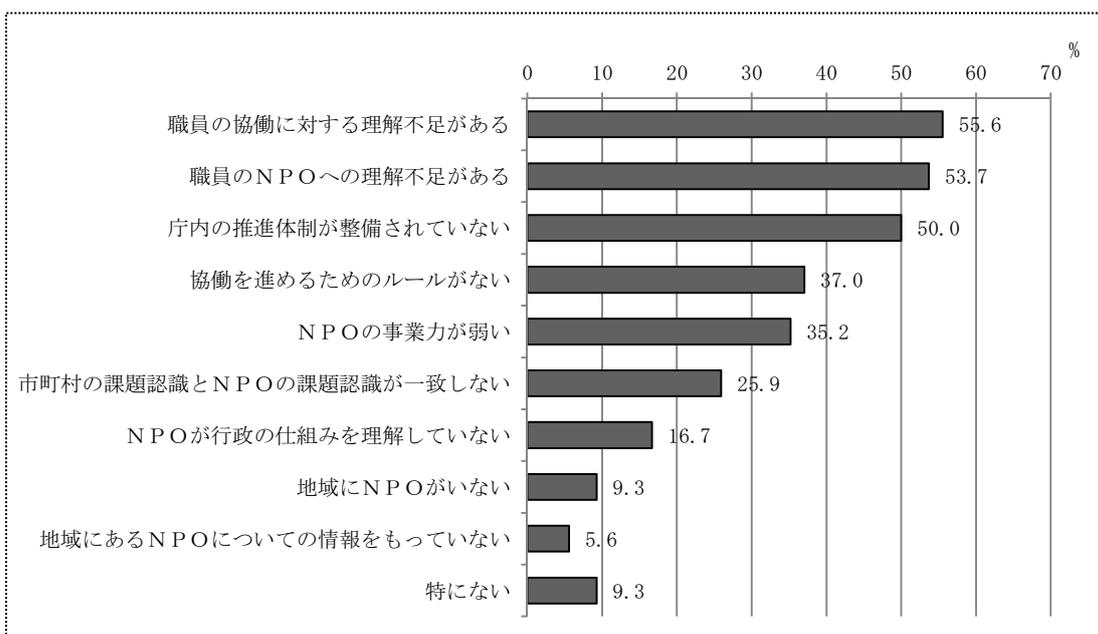
② 市民（NPO）と協働したことがある場合、どのような成果がありましたか。
（複数回答）

市民（NPO）との協働による成果について聞いたところ、「単独で実施するよりも、効率的、効果的に課題解決できた」(82.4% 28団体)、「行政が市民参加の手法を理解できた」(35.3% 12団体)といった意見が多くありました。



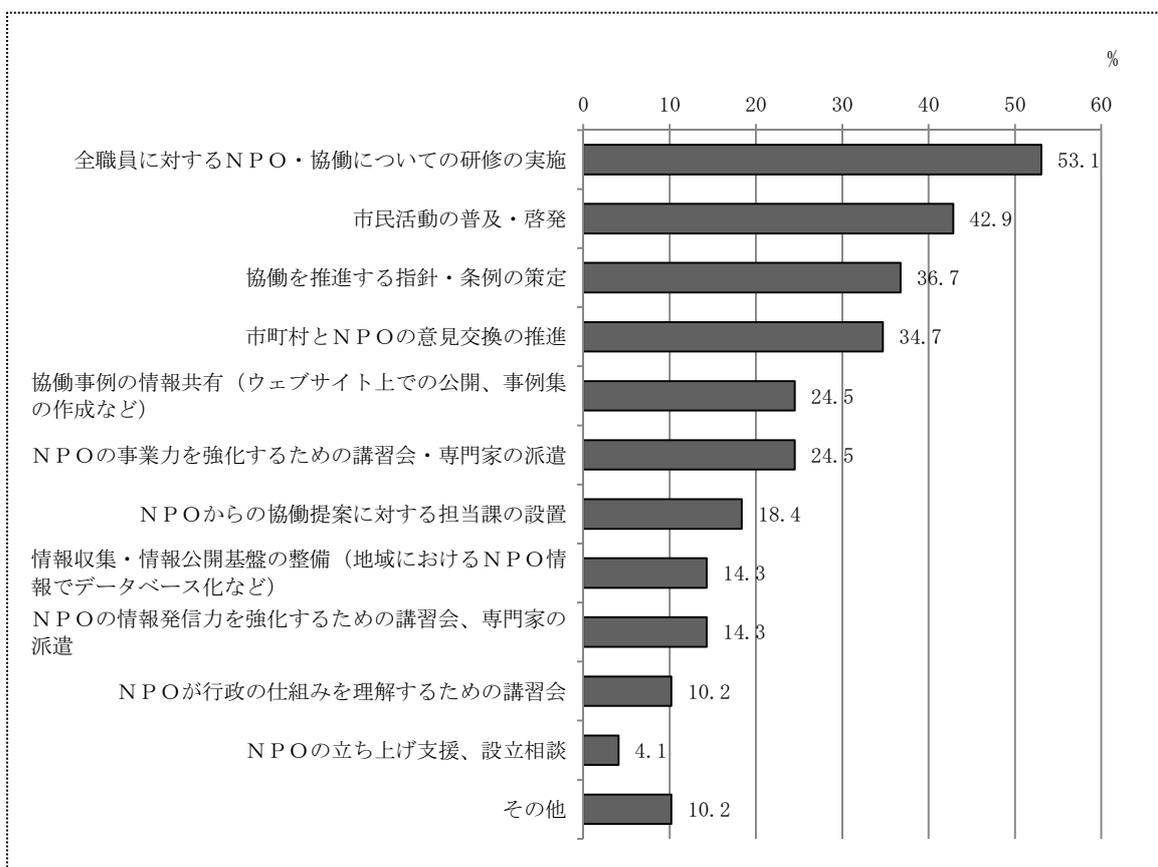
③ 市民（NPO）との協働を推進する上でどのような課題がありますか。（複数回答）

市民（NPO）との協働を推進する上での課題について聞いたところ、「職員の協働に対する理解不足がある」(55.6% 30団体)、「職員のNPOへの理解不足がある」(53.7% 29団体)といった意見が多くありました。



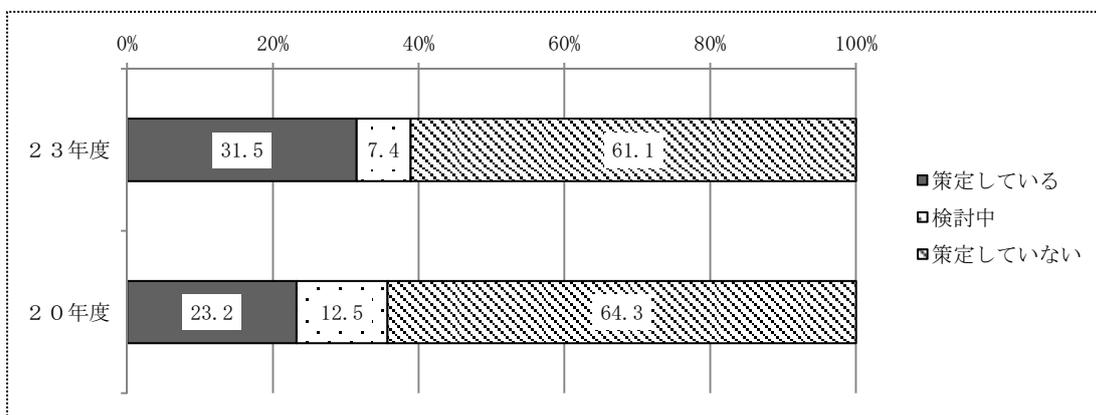
④ (4) ③で回答した課題を解消するために、どのようなことが必要ですか。(複数回答)

市民(NPO)との協働を推進する上での課題を解消するために必要なことについて聞いたところ、「全職員に対するNPO・協働についての研修の実施」(53.1% 26 団体)、「市民活動の普及・啓発」(42.9% 21 団体)といった意見が多くありました。



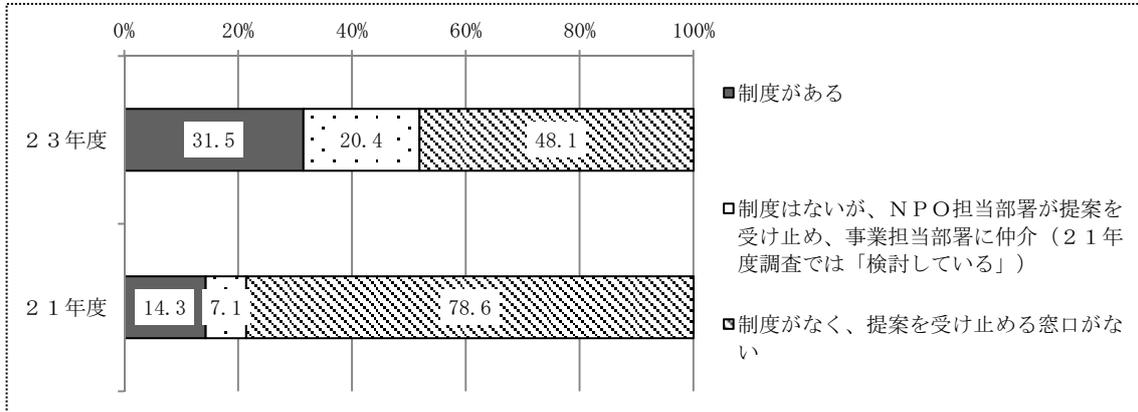
⑤ 市民(NPO)との協働に関する基本的なルールや指針を策定していますか。

市民(NPO)との協働に関する基本的なルールや指針の策定状況について聞いたところ、「策定している」(31.5% 17 団体)が3割を超えるに対し、「策定していない」(61.1% 33 団体)が6割を超える状況となっています。



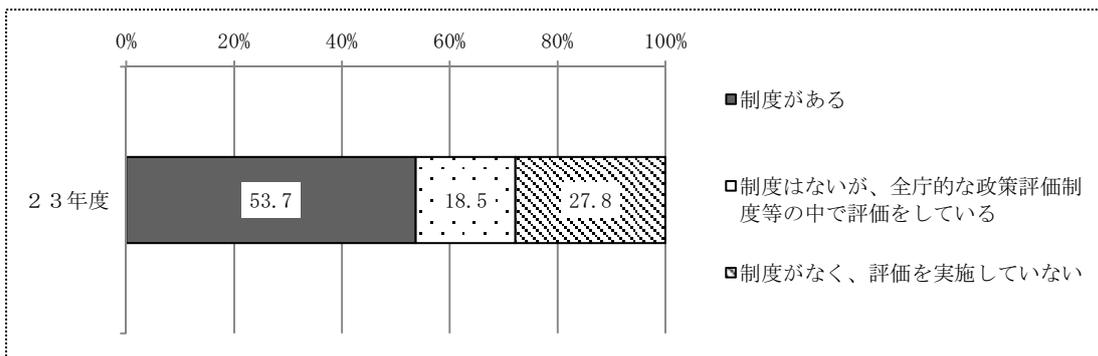
⑥ 市民（NPO）との協働事業提案制度がありますか。

市民（NPO）との協働事業提案制度の有無について聞いたところ、「制度がある」（31.5% 17 団体）が3割を超え、「協働事業提案制度はないが、NPO担当部署が提案を受け止め、事業担当部署に仲介している」（20.4% 11 団体）が2割、「協働事業提案制度がなく、提案を受け止める窓口がない」（48.1% 26 団体）が約5割となっています。



⑦ 市民（NPO）との協働事業評価制度がありますか。

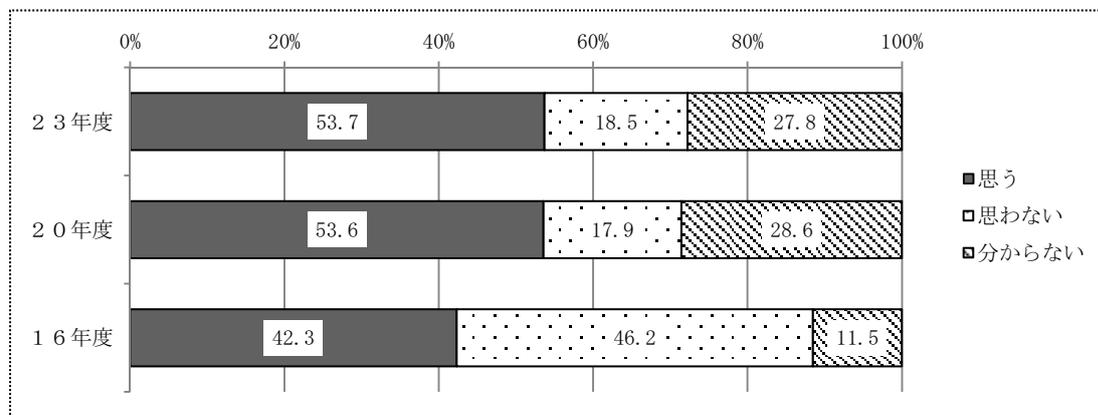
市民（NPO）との協働事業評価制度の有無について聞いたところ、「制度がある」（53.7% 29 団体）が5割台半ば、「協働事業評価制度はないが、全庁的な政策評価制度等の中で評価をしている」（18.5% 10 団体）が約2割、「制度がなく、評価を実施していない」（27.8% 15 団体）が約3割となっています。



(5) NPO施策の課題等について

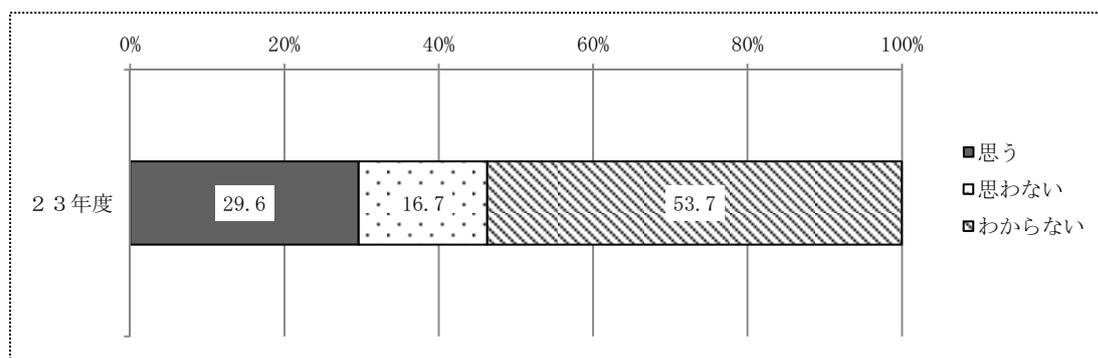
① ここ数年(3年程度)で、貴市町村では、以前よりNPO活動が盛んになってきたと思いますか。

ここ数年(3年程度)で、市町村で以前よりNPO活動が盛んになってきたかと思うか聞いたところ、「思う」(53.7% 29団体)が5割台半ばに対し、「思わない」(18.5% 10団体)が約2割となっています。



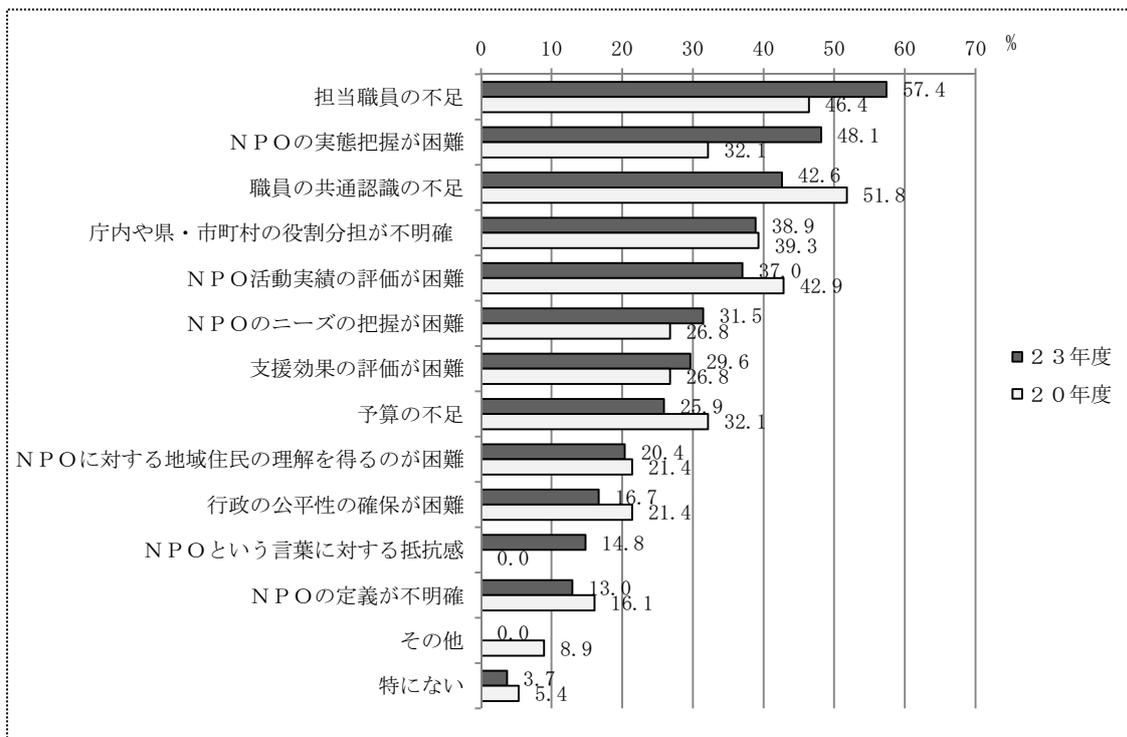
② ここ数年(3年程度)で、貴市町村では、NPO活動への市民の理解が広がってきたと思いますか。

ここ数年(3年程度)で、市町村でNPO活動への市民の理解が広がってきたかと思うか聞いたところ、「思う」(29.6% 16団体)が約3割に対し、「思わない」(16.7% 9団体)が1割台半ばとなっています。



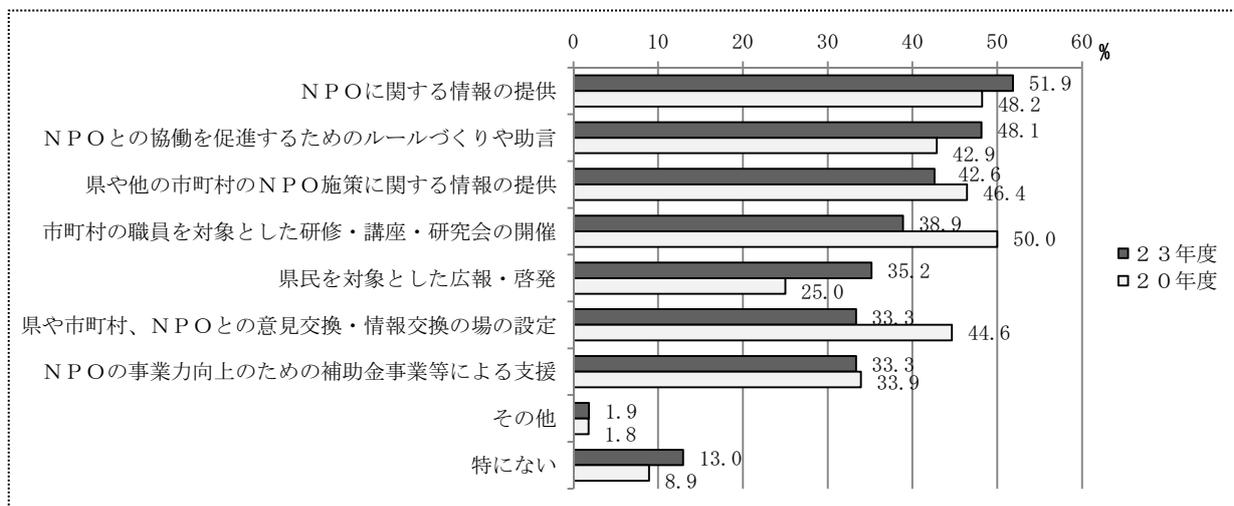
③ 今後、NPO活動を推進していく上で、どのような課題があると思いますか（複数回答）

今後、NPO活動を推進していく上での課題について聞いたところ、「担当職員の不足」(57.4% 31 団体)、「NPOの実態把握が困難」(48.1% 26 団体)、「職員の共通認識の不足」(42.6% 23 団体)といった意見が多くありました。



④ (5) ③の課題を解決するために、今後、県のさらなる取組を期待することは何ですか。（複数回答）

今後、NPO活動を推進していく上での課題を解決するために、今後、県に期待するさらなる取組について聞いたところ、「NPOに関する情報の提供」(51.9% 28 団体)、「NPOとの協働を促進するためのルールづくりや助言」(48.1% 26 団体)、「県や他の市町村のNPO施策に関する情報の提供」(42.6% 23 団体)といった意見が多くありました。



8 ボランティア・地縁団体等の推移

(1) 県内の社会福祉協議会で把握しているボランティア数及びボランティアグループ数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ボランティア数	111,017	112,352	108,987	103,180	97,460
ボランティアグループ数	3,293	3,053	3,419	3,401	3,358

※千葉県ボランティア・市民活動センター「ボランティア・市民活動データブック」より

※ボランティア数・グループ数はいずれも3月31日現在

(2) 県内の地縁団体数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認可地縁団体	926	974	1,016
その他地縁団体	8,854	8,800	8,804
合計	9,780	9,774	9,820

※県市町村課「市町村資料集」より。各年度とも1月31日現在

※地縁団体：町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のこと。地域によって、自治会、町内会、町会、部落会、区会、区などの呼称がある。

※認可地縁団体：地方自治法第260条の2に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため、市町村長の認可を受けて法人格を取得した地縁団体

9 計画の策定経緯

年月日	委員会等	主な内容
平成23年 4月22日（金）	第1回千葉県県民活動推進委員会	計画づくりの考え方・進め方について
6月7日（火）	第1回千葉県県民活動推進幹事会	計画の策定内容の検討について
8月24日（水）	第2回千葉県県民活動推進幹事会	計画骨子案の策定について
9月12日（月）	第2回千葉県県民活動推進委員会	計画骨子案の策定について
11月4日（金）	骨子案公表	
11月7日（月）～ 11月28日（月）	骨子案パブリックコメント	
12月5日（月）	第3回千葉県県民活動推進幹事会	計画原案の策定について
12月9日（金）	第3回千葉県県民活動推進委員会	計画原案の策定について
平成24年 1月20日（金）	計画原案公表	
1月23日（月）～ 2月3日（金）	計画原案パブリックコメント	
2月9日（木）	第4回千葉県県民活動推進幹事会	計画最終案の策定について
3月19日（月）	第4回千葉県県民活動推進委員会	計画最終案の策定について

10 千葉県県民活動推進委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属団体等	備考
市民活動 団体 関係者	牧野 昌子	NPO法人ちば市民活動・市民事業サポート クラブ代表理事	委員長 幹事会委員 (議長)
	中根 裕	NPO法人NPO支援センターちば理事	
社会福祉 協議会	千葉 滋胤	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会長	
企業 関係者	小松 孝之	株式会社ちばぎん総合研究所受託調査部長	幹事会委員 (副議長)
	竹元 則夫	株式会社千葉薬品取締役人事総務部長	
学 識 経験者	渡辺 元	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 教授	副委員長
	山内 正平	千葉大学副理事 千葉大学普遍教育センター 教授	幹事会委員
市町村	佐藤 亮一	松戸市市民担当部協働推進課長	
	渡邊 聰	山武市総務部市民自治支援課長	幹事会委員
合 計		9名	

千葉県県民活動推進計画(平成 24～26 年度)

～誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域のみinnで創る
支え合いと活力のある千葉県～

平成24年3月

編集・発行 千葉県環境生活部県民交流・文化課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-4147

FAX 043-221-5858

E-mail npo-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp

URL <http://www.chiba-npo.jp/>

